

第4章 特別調査

前章までに各種統計資料に基づいた性犯罪の動向や再犯防止に向けた各種施策の実情について概観した。さらに、法務総合研究所では、性犯罪者の実態や再犯状況等を明らかにし、性犯罪者に対する効果的な指導及び支援の在り方の検討に役立てるため、性犯罪者に関する特別調査を実施し、その結果を分析したので、この章において、同調査の内容及び明らかになった事項について紹介する。

なお、この章における「性犯罪」とは、強姦（強姦致死傷、準強姦、準強姦致死傷、集団強姦、集団強姦致死傷、集団準強姦及び集団準強姦致死傷を含む。）、強制わいせつ（強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷を含む。）、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦（強盗強姦致死を含む。）及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗撮等（以下この章において「条例違反」という。）をいい、「性犯罪者」とは、確定判決の罪名に性犯罪が含まれる者をいう。また、「性非行」は、これに準ずる。

第1節 特別調査の概要

特別調査では、全国において、性犯罪を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に、裁判が確定した者1,791人を対象とした。

特別調査の概要は、次のとおりである。

まず、全ての対象者（以下この章において「全対象者」という。）について、裁判が確定した事件（以下この章において「調査対象事件」という。）に係る刑事確定記録等に基づき、対象者の基本的属性や調査対象事件の概要及び裁判内容等の調査（以下この章において「全対象者調査」という。）を行った。この全対象者調査の結果については、第2節1項で紹介する。

次に、全対象者のうち、調査対象事件により実刑に処せられた者1,016人（以下この章において「性犯罪受刑者」という。）について、刑事施設の被収容者身分帳簿等に基づき、対象者の基本的属性や処遇状況等の調査（以下この章において「受刑者調査」という。）を行った。この受刑者調査の結果については、第2節2項で紹介する。

また、全対象者調査の結果を基に、女子及び来日外国人等を除いた1,753人について、調査対象事件中の性犯罪の罪名及び被害者の年齢等に着目した類型化を行い、類型ごとの分析を通

してその特徴を見た。この結果については、第3節で紹介する。

さらに、全対象者のうち、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点において服役中の者及び服役中に死亡した者を除いた1,526人について、刑事確定記録等を用いて、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点までの再犯の有無及び再犯の内容等に関する調査（以下この章において「再犯調査」という。）を行うとともに、その結果を基に、再犯に関連する要因等を分析した。この再犯調査等の結果については、第4節で紹介する。

最後に、第3節の結果を基に、強姦又は強制わいせつを含む類型のうち、性犯罪前科のある者に着目し、そのうち調査のために必要な資料を入手できた232人について、裁判書等に基づき、その性犯罪前科に係る事件の概要及び裁判内容等に関する調査（以下この章において「性犯罪前科調査」という。）を行った。この性犯罪前科調査の結果については、第5節で紹介する。

第2節 全対象者調査及び受刑者調査の結果

この節では、全対象者調査及び受刑者調査の結果の概要について、それぞれ紹介する。

1 全対象者調査

(1) 基本的属性

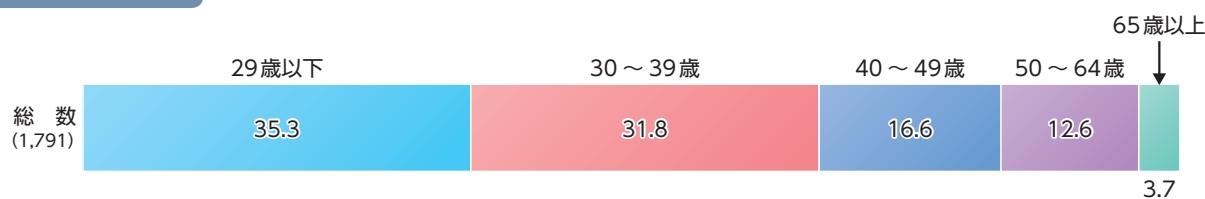
全対象者1,791人のうち、男子が1,788人（99.8%）、女子が3人（0.2%）であった。国籍では、日本が1,732人（96.7%）、日本以外が59人（3.3%）であった。

全対象者について、犯行時（調査対象事件中の性犯罪の犯行時をいい、調査対象事件に複数の性犯罪がある場合には最初の性犯罪の犯行時をいう。なお、犯行時が不明である場合には、検挙時をいう。以下この章において同じ。）の年齢層別構成比を見ると、**4-2-1図**のとおりである。

29歳以下の者（犯行時に少年であった者を含む。以下この章において同じ。）が633人であり、そのうち少年は40人であった。少年の年齢別人員の内訳は、16歳が3人、17歳が7人、18歳が13人、19歳が17人であり、年長少年の占める割合が高かった。裁判確定時に少年であった者は10人であり、そのうち不定期刑の実刑に処せられた者が7人、執行猶予の言渡しを受けた者が3人であった。全対象者の平均年齢は36.5歳であり、最年少は16歳、最高齢は85歳であった。

4-2-1 図

全対象者 年齢層別構成比



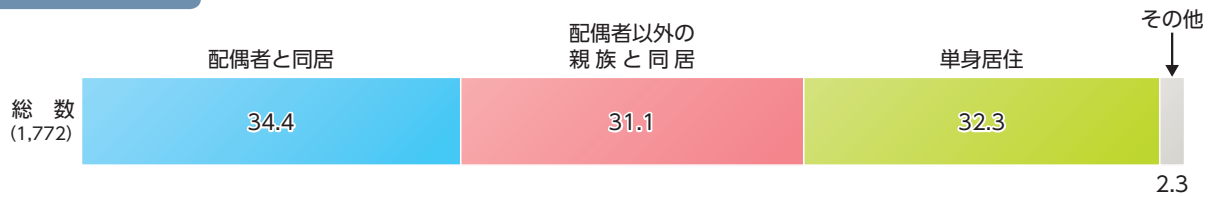
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「29歳以下」は、犯行時に少年であった者を含む。
 4 ()内は、実人員である。

全対象者について、犯行時の居住状況を見ると、**4-2-2図**のとおりである。

配偶者（内縁関係にある者及び特定の交際相手を含む。以下この章において同じ。）と同居、配偶者以外の親族と同居及び単身居住の割合は、それぞれ3割程度であった。

全対象者の犯行時の婚姻状況（婚姻状況が不明であった者9人を除く。）は、未婚が894人（50.2%）、既婚が619人（34.7%）、離死別が269人（15.1%）であった。

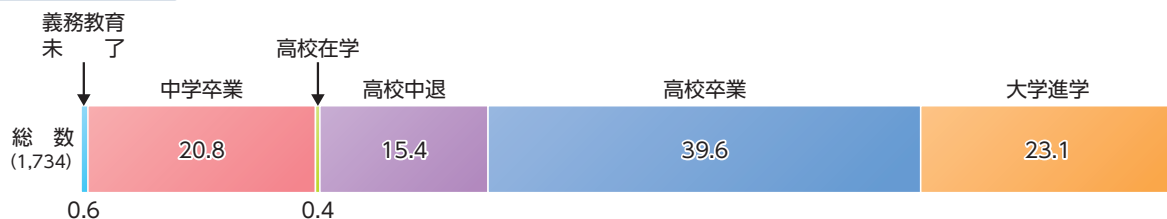
4-2-2図 全対象者 居住状況別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 居住状況が不明の者を除く。
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者及び特定の交際相手を含む。
 5 「その他」は、配偶者及び親族以外の者と同居している者をいう。
 6 () 内は、実人員である。

全対象者について、教育程度（犯行時における最終学歴又は就学状況をいう。以下この章において同じ。）を見ると、4-2-3図のとおりである。高校卒業以上の学歴を有する者は全対象者の約6割であった。そのうち大学進学（大学在学・中退・卒業をいう。以下この章において同じ。）の者401人の内訳を見ると、大学在学中が33人、大学中退が71人、大学卒業が297人であった。

4-2-3図 全対象者 教育程度別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 教育程度は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。
 3 来日外国人及び教育程度が不明の者を除く。
 4 「大学進学」は、大学在学・中退・卒業をいう。
 5 () 内は、実人員である。

全対象者の犯行時の就労状況は、有職が1,308人（73.0%）と多く、無職が433人（24.2%）、学生が50人（2.8%）であった。

全対象者について、前科（罰金以上の前科に限り、自動車運転過失致死傷等又は交通法令違反の罪名のみの前科を含まない。以下この章において同じ。）の有無別構成比を見ると、4-2-4図のとおりである。約半数の者に前科があり、性犯罪前科（性犯罪のみによる前科のほか、性犯罪とその他の罪名による前科を含む。以下この章において同じ。）のある者が571人（31.9%）、性犯罪以外の前科のみある者が298人（16.6%）であった。

4-2-4 図 全対象者 前科の有無別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「前科」は、罰金以上の前科に限り、自動車運転過失致死傷等又は交通法令違反の罪名のみの前科を含まない。
 3 「性犯罪前科あり」は、性犯罪のみによる前科のほか、性犯罪とその他の罪名による前科があることをいう。
 4 「その他前科あり」は、性犯罪以外の前科のみがあることをいう。
 5 () 内は、実人員である。

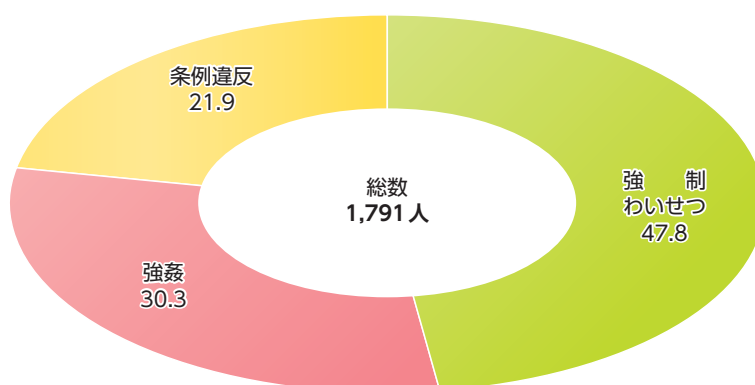
(2) 調査対象事件の概要

ア 罪名

全対象者について、調査対象事件中の性犯罪（複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている場合、そのうち法定刑の最も重いものに計上している。）の罪名別構成比を見ると、4-2-5図のとおりである。罪名が、強制わいせつ（わいせつ目的略取誘拐を含む。以下この章において同じ。）の者が約5割（856人）と最も多く、次いで、強姦（強盗強姦を含む。以下この章において同じ。）の者が約3割（542人）、条例違反の者が約2割（393人）であった。

なお、強盗強姦は3.5%（62人）、わいせつ目的略取誘拐は0.5%（9人）であった。

4-2-5 図 全対象者 罪名別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件中に複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている場合、そのうち法定刑の最も重いものに計上している。
 3 「強制わいせつ」は、わいせつ目的略取誘拐を含む。
 4 「強姦」は、強盗強姦を含む。

また、全対象者のうち、調査対象事件において、性犯罪（これと科刑上一罪とされた罪を含む。）のみが認定された者が1,338人（74.7%）であり、性犯罪以外の罪も併せて認定された者が453人（25.3%）であった。

イ 裁判内容

全対象者の裁判内容を見ると、4-2-6図のとおりである。実刑に処せられた者が1,016人（56.7%）、単純執行猶予の者が590人（32.9%）、保護観察付執行猶予の者が185人（10.3%）であった。全対象者における執行猶予者の保護観察率は、23.9%であり、ほぼ同時期の平成20年及び21年の執行猶予者総数の保護観察率が8%台であったことと比較すると、全対象者の方が総数と比べて約15pt高い（検察統計年報による。）。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 3 () 内は、実人員である。

実刑に処せられた者（1,016人）の刑期（不定期刑は、刑期の長期による。以下この章において同じ。）別人員の内訳は、「1年未満」が144人（14.2%）、「1年以上3年以下」が383人（37.7%）、「3年を超え5年以下」が208人（20.5%）、「5年を超え10年以下」が189人（18.6%）、「10年を超え15年以下」が40人（3.9%）、「15年を超え30年以下」が43人（4.2%）、無期懲役が9人（0.9%）であり、刑期が10年を超える者の割合は約1割であった。

執行猶予の言渡しを受けた者（775人）について、執行猶予の区分別の刑期別人員を見ると、「1年未満」（保護観察付執行猶予）が22人、「1年以上3年以下」（保護観察付執行猶予）が163人、「1年未満」（単純執行猶予）が140人、「1年以上3年以下」（単純執行猶予）が450人であった。

ウ 被害者の数

全対象者について、被害者（調査対象事件中の性犯罪における被害者をいう。以下この章において同じ。）の数を見ると、1人の者は1,368人（76.4%）であり、複数の者は423人（23.6%）であった（被害者の数は、実人員でなく、延べ人員であり、調査対象事件に同一人を被害者と

する複数の性犯罪がある場合は、犯罪事実ごとに被害者数を計上している。)

全対象者のうち、強姦と強制わいせつといった複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている者(157人)を除いた1,634人について、罪名別人員を見ると、強姦が418人、強制わいせつが823人、条例違反が393人であった。それらの者について、被害者の数を見ると、強姦では、被害者1人の者が315人、被害者2人の者が62人、被害者3人以上の者が41人であり、強制わいせつでは、被害者1人の者が677人、被害者2人の者が84人、被害者3人以上の者が62人であり、条例違反では、被害者1人の者が354人、被害者2人の者が24人、被害者3人以上の者が15人であった。

(3) 被害者の状況

ア 被害者の性別

全対象者のうち、被害者が女子のみであった者が1,772人(98.9%)、被害者が男子のみであった者が16人(0.9%)、男女双方を被害者とする者が3人(0.2%)であった。

イ 被害者の年齢

全対象者(被害者の年齢が不明であった者7人を除く。)のうち、被害者に13歳未満の者を含む者は208人(11.7%)、被害者に13歳未満の者を含まない者は1,576人(88.3%)であった。

被害者に13歳未満の者を含む208人について詳しく見ると、被害者が13歳未満の者のみの者が182人、13歳未満の被害者と13歳以上の被害者の両方を含む者が26人であった。

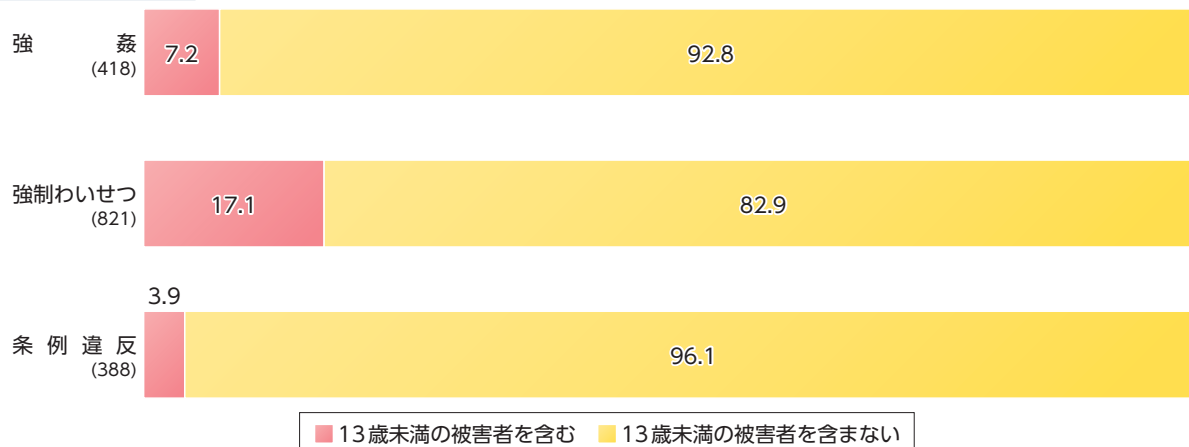
男子のみを被害者とする16人について、被害者の年齢を見ると、被害者が13歳未満の者のみである者が8人、被害者が13歳以上の者のみの者が8人であった。男女双方を被害者とする3人について、被害者の年齢を見ると、被害者はいずれも13歳未満であった。

また、被害者に13歳未満の者を含む208人について、犯行時の年齢層を見ると、19歳以下が5人(2.4%)、20~29歳が53人(25.5%)、30~39歳が64人(30.8%)、40~49歳が28人(13.5%)、50~64歳が36人(17.3%)、65歳以上が22人(10.6%)であった。

全対象者(被害者の年齢が不明であった者7人を除く。)のうち、複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている者を除いた1,627人について、罪名別に、13歳未満の被害者の有無別構成比を見ると、4-2-7図のとおりである。強制わいせつでは、強姦や条例違反と比べて被害者に13歳未満の者を含む者の割合が高かった。

4-2-7図

13歳未満の被害者の有無別構成比（罪名別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の年齢が不明の者を除く。
 3 調査対象事件中に複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている者を除く。
 4 「強姦」は、強盗強姦を含む。
 5 「強制わいせつ」は、わいせつ目的略取誘拐を含む。
 6 ()内は、実人員である。

ウ 被害者と対象者との関係

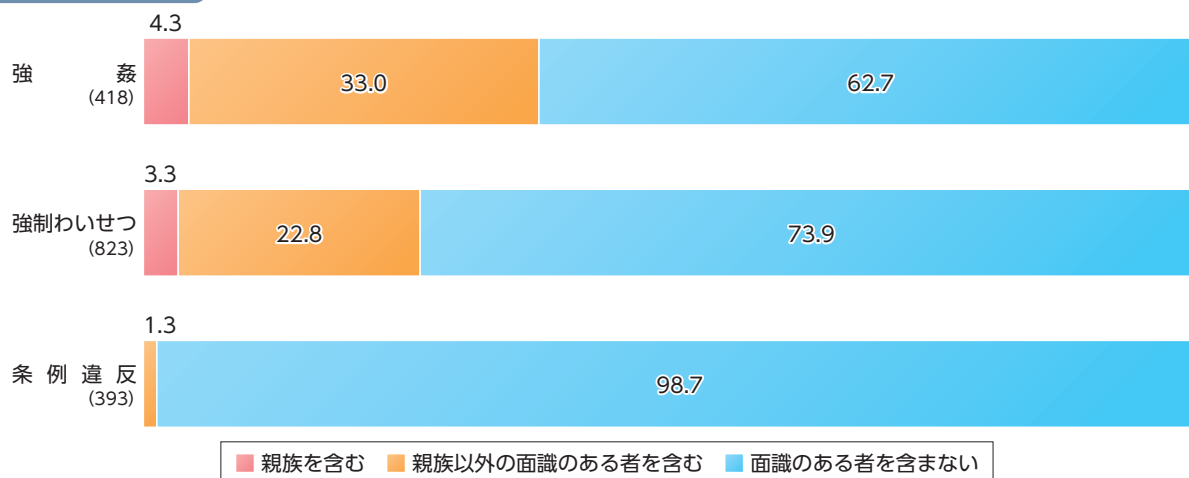
全対象者について、被害者との関係を見ると、親族（対象者の実子でない配偶者の子を含む。以下この章において同じ。）を含む者が55人（3.1%）、親族以外の面識のある者（友人、知人及び職場関係者等をいう。以下この章において同じ。）を含む者が349人（19.5%）、面識のある者を含まない者が1,387人（77.4%）であった。

被害者に親族を含む55人について、被害者との関係を詳しく見ると、実子を含む者が14人、配偶者の子を含む者が29人、その他の親族を含む者が12人であった。

全対象者のうち、複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている者を除いた1,634人について、罪名別に、被害者との関係を見ると、4-2-8図のとおりである。強姦では、強制わいせつや条例違反と比べて親族以外の面識のある者を含む者の割合が高かった。

なお、被害者に13歳未満の者を含む者（208人）のうち、複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている者（23人）を除いた185人について、罪名別に、被害者との関係を見ると、次のとおりである。強姦（30人）では、実子を含む者が4人、配偶者の子を含む者が6人、その他の親族を含む者はおらず、親族以外の面識のある者を含む者が14人、面識がある者を含まない者が6人であった。強制わいせつ（140人）では、実子を含む者が5人、配偶者の子を含む者が6人、その他の親族を含む者が5人、親族以外の面識のある者を含む者が47人、面識がある者を含まない者が77人であった。条例違反（15人）では、全員が面識のある者を含まない者であった。

4-2-8 図 被害者との関係別構成比（罪名別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件中に複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている者を除く。
 3 「親族」は、対象者の実子でない配偶者の子を含む。
 4 「面識のある者」は、友人、知人及び職場関係者等をいう。
 5 「強姦」は、強盗強姦を含む。
 6 「強制わいせつ」は、わいせつ目的略取誘拐を含む。
 7 () 内は、実人員である。

2 受刑者調査

(1) 基本的属性

性犯罪受刑者（1,016人）のうち、男子が1,014人（99.8%）、女子が2人（0.2%）であった。国籍では、日本が981人（96.6%）、日本以外が35人（3.4%）であった。

性犯罪受刑者の犯行時の年齢層別人員では、29歳以下の者が378人（37.2%）で最も多く、次いで30～39歳の者が334人（32.9%）、40～49歳の者が150人（14.8%）、50～64歳の者が120人（11.8%）、65歳以上の者が34人（3.3%）の順であった。平均年齢は35.8歳であり、最年少は16歳、最高齢は85歳であった。

罪名別人員では、強姦が488人（48.0%）と最も多く、次いで強制わいせつが338人（33.3%）、条例違反が190人（18.7%）の順であった。

性犯罪受刑者に対する入所時の精神診断では、精神診断の結果が不明である10人を除き、精神障害のある者（刑事施設において、知的障害、神経症性障害又はその他の精神障害（統合失調症、気分障害並びに精神作用物質使用による精神及び行動の障害等を含む。）を有すると診断された者をいい、人格障害と診断された者を除く。）は93人（9.2%）であった。精神障害のある者の診断名の内訳は、知的障害が25人、神経症性障害が15人、その他の精神障害が53人であった。

(2) 性犯罪再犯防止指導の受講状況

平成26年8月31日までに刑事施設を出所した性犯罪受刑者のうち、スクリーニング及び性犯罪者調査(第3章第1節1項(1)参照)の結果、性犯罪再犯防止指導(第3章第1節1項参照)の受講対象となった263人のうち、疾病等により性犯罪再犯防止指導に編入されなかった者5人を除き、255人が性犯罪再犯防止指導を終了していた。受講途中で離脱した者は3人であった。

性犯罪再犯防止指導を終了した255人の出所事由を見ると、満期釈放が89人、仮釈放が166人であった。

(3) 出所状況

性犯罪受刑者のうち、平成26年8月31日までに刑事施設を出所した者の帰住先別構成比を出所事由別に見るとともに、罪名別に見ると、**4-2-9図**のとおりである。

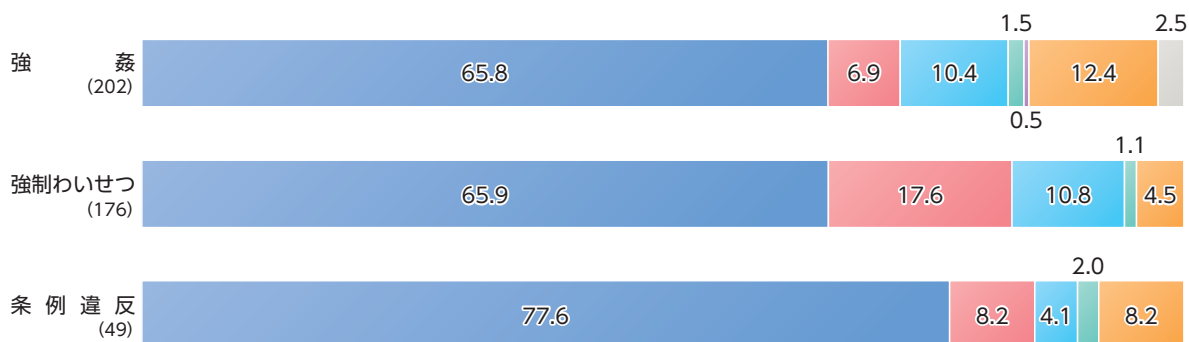
出所した者797人(服役中の死亡による出所の3人を除く。)の出所事由別人員は、仮釈放が427人(53.6%)、満期釈放が370人(46.4%)であった。罪名別の仮釈放者の人員は、強姦の者286人のうち202人(70.6%)、強制わいせつの者321人のうち176人(54.8%)、条例違反の者190人のうち49人(25.8%)であった。条例違反の者に満期釈放が多い理由の一つとしては、執行刑期が短いため、仮釈放の申出や審理等の手続に必要な期間を確保することが困難であることも考えられる。今回、満期釈放になった条例違反の者141人の刑期別人員を見ると、「6月未満」が33人(23.4%)、「6月以上1年未満」が68人(48.2%)、「1年以上3年以下」が40人(28.4%)であった。

帰住先別構成比では、各罪名とも、仮釈放者では帰住先が「父・母」である者の割合が高く、その一方で、満期釈放者では、その割合が約3割から4割にとどまっている。また、満期釈放者では帰住先が「その他」(帰住先が不明の者を含む。)の者の割合は3割台である。

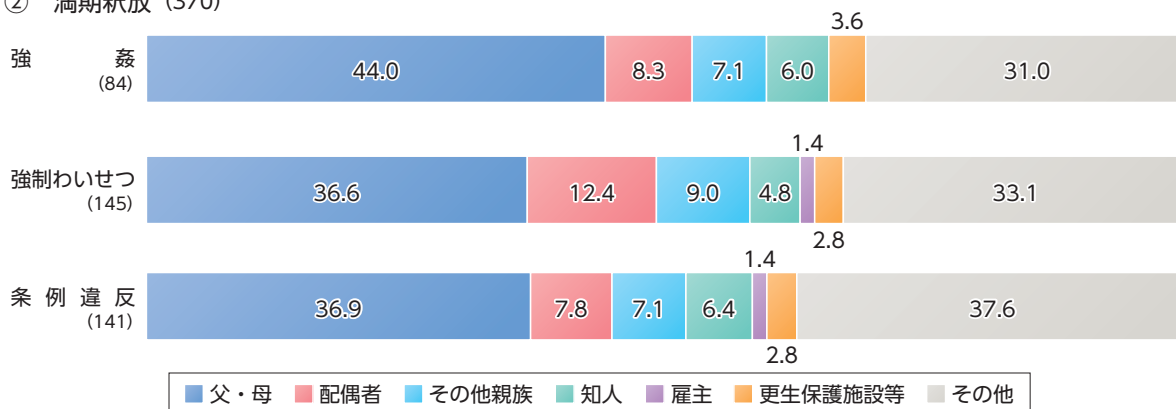
4-2-9 図

性犯罪受刑者 帰宅先別構成比（出所事由別，罪名別）

① 仮釈放 (427)



② 満期釈放 (370)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 出所事由が満期釈放又は仮釈放の者に限る。
 3 調査対象事件中に複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている場合、そのうち法定刑の最も重いものに計上している。
 4 「強姦」は、強盗強姦を含む。
 5 「強制わいせつ」は、わいせつ目的略取誘拐を含む。
 6 「配偶者」は、内縁関係にある者を含み、特定の交際相手を含まない。
 7 「更生保護施設等」は、更生保護施設、社会福祉施設等である。
 8 「その他」は、帰宅先が不明の者を含む。
 9 () 内は、実人員である。

第3節 性犯罪者の類型別の実態

性犯罪者を一定の基準で類型化し、類型間の比較を通してそれぞれの類型に該当する性犯罪者の特性等を明らかにすることは、多様な性犯罪者の全体像の把握につながるとともに、性犯罪者の特性や問題性に応じた効果的な指導や支援を検討する上で有用であると考えられる。この節では、性犯罪者の特性等を明らかにするため、対象者について類型化を行い、類型ごとに分析した結果について紹介する。

1 類型化の方法

今回、対象者を類型化するに当たっては、調査対象事件中の性犯罪の罪名、被害者の年齢、共犯の有無及び犯行態様に着目した。

はじめに、対象者を、性犯罪の罪名に刑法犯を含む者と条例違反のみの者へと大別した上で、前者については、被害者の年齢、性犯罪の罪名及び共犯の有無により、後者については、犯行態様により、それぞれ以下の要領で類型化を行った。

前者、すなわち、性犯罪の罪名に強姦又は強制わいせつを含む者については、平成18年版犯罪白書における類型化に倣い、まず、被害者に13歳未満の者を含む者と含まない者に分け、次に、罪名に強姦を含む者と強制わいせつのみの者に分け（被害者に13歳未満の者を含む対象者については、13歳未満の被害者に対する罪名により分ける。）、さらに、単独犯行のみの者と共犯による犯行がある者に分けるといふ、3段階の類型化を行った。

また、後者、すなわち、性犯罪の罪名が条例違反のみの者については、その犯行態様により、痴漢を含む者と盗撮等（卑わいな言動を含む。以下この節において同じ。）のみの者に分けて類型化を行った。

この類型化によって得られる10類型の性犯罪者類型の名称及びそれに該当する者は、次のとおりである。

「単独強姦型」は、被害者に13歳未満の者を含まず、罪名に強姦を含む単独犯行の者である。

「集団強姦型」は、被害者に13歳未満の者を含まず、罪名に強姦を含み、共犯による犯行がある者である。

「強制わいせつ型」は、被害者に13歳未満の者を含まず、罪名に強姦を含まず、強制わいせつを含む単独犯行の者である。

「強制わいせつ（共犯）型」は、被害者に13歳未満の者を含まず、罪名に強姦を含まず、強制わいせつを含み、共犯による犯行がある者である。

「小児わいせつ型」は、被害者に13歳未満の者を含み、13歳未満の被害者に対する罪名に強姦を含まず、強制わいせつを含む単独犯行の者である。

「小児わいせつ（共犯）型」は、被害者に13歳未満の者を含み、13歳未満の被害者に対する罪名に強姦を含まず、強制わいせつを含み、共犯による犯行がある者である。

「小児強姦型」は、被害者に13歳未満の者を含み、13歳未満の被害者に対する罪名に強姦を含む単独犯行の者である。

「小児強姦（共犯）型」は、被害者に13歳未満の者を含み、13歳未満の被害者に対する罪名に強姦を含み、共犯による犯行がある者である。

「痴漢型」は、罪名が条例違反のみで、犯行態様に痴漢を含む者である。

「盗撮型」は、罪名が条例違反のみで、犯行態様が盗撮等のみのものである。

なお、対象者の中には、複数の異なる性犯罪の罪名を有する者や、被害者が複数であって、13歳未満の被害者と13歳以上の被害者を共に含む者もいるが、前記の基準に従い類型化を行っている。そのため、性犯罪者類型の名称が、必ずしもその者が犯した性犯罪の全てを網羅しているとは限らない。

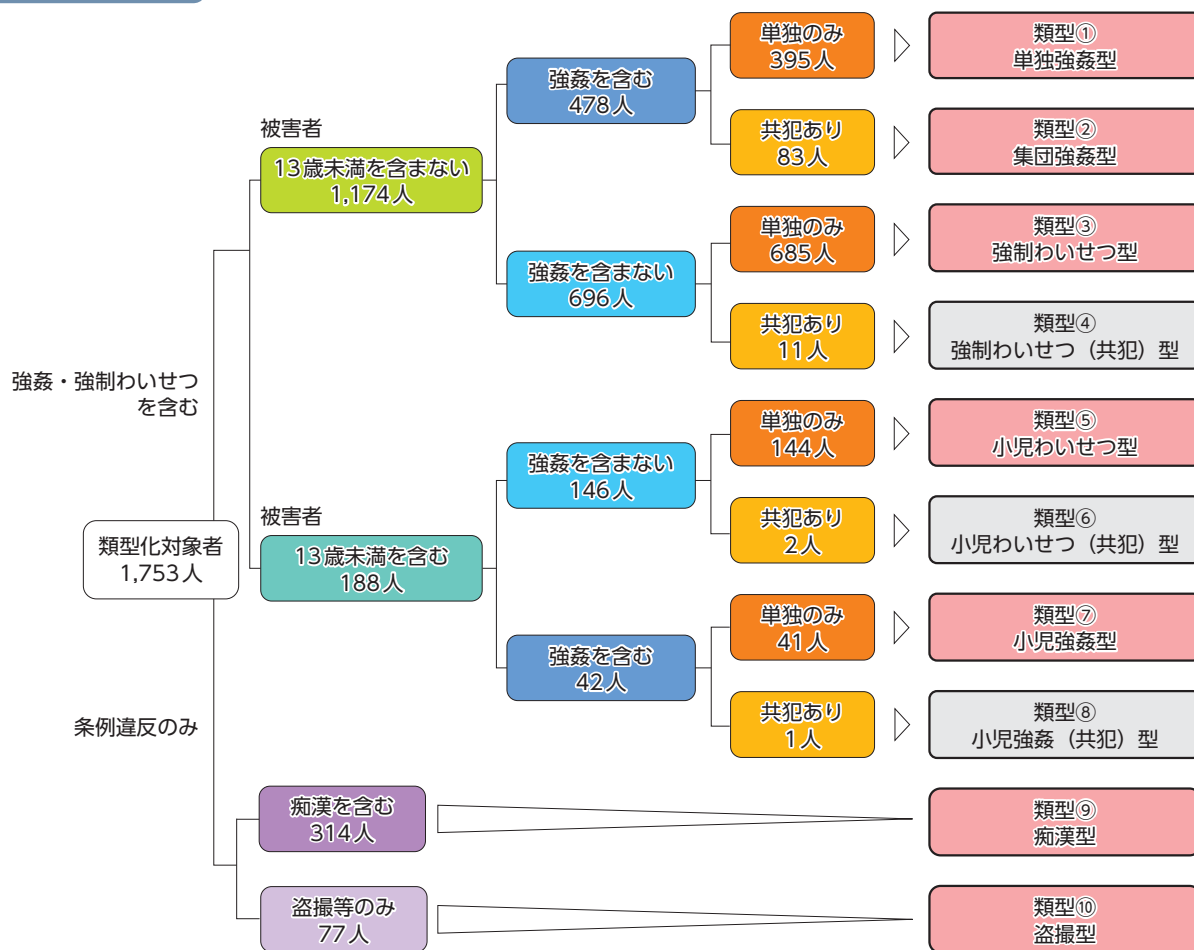
2 類型化の結果

全対象者1,791人のうち、女子及び来日外国人等を除いた1,753人（以下この章において「類型化対象者」という。）に類型化を行った結果は、**4-3-1図**のとおりである。なお、類型化を行った結果、「強制わいせつ（共犯）型」、「小児わいせつ（共犯）型」、「小児強姦（共犯）型」の3類型については、該当する対象者が、それぞれ、11人、2人、1人と少なかったため、本節並びに第4節2項及び3項における分析対象からは除外した。

7類型に該当する対象者（以下この章において「性犯罪者類型対象者」という。）は1,739人であり、そのうち、強制わいせつ型が685人（39.4%）と最も多く、次いで単独強姦型が395人（22.7%）、痴漢型が314人（18.1%）であった。

4-3-1 図

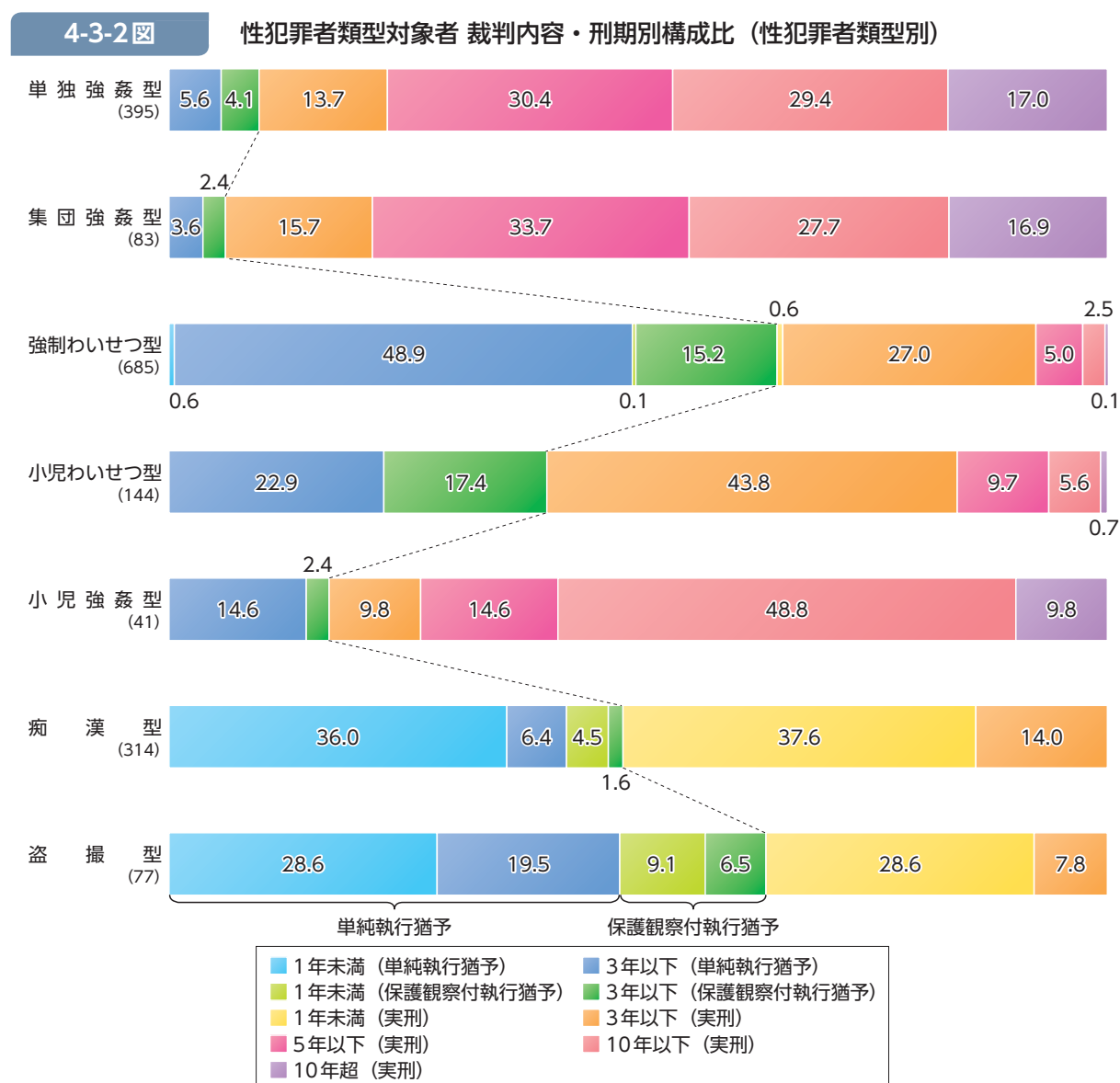
類型化対象者 性犯罪者類型別人員



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 全対象者1,791人のうち、女子、来日外国人等を除く1,753人で類型化を行った。
 3 「13歳未満を含まない」は、被害者に13歳未満の者を含まない場合であり、被害者の年齢が不明の2人を含む。
 4 「13歳未満を含む」は、被害者に13歳未満の者を含む場合である。
 5 「強姦」は、強盗強姦を含む。
 6 「強制わいせつ」は、わいせつ目的略取誘拐を含む。
 7 「盗撮等」は、卑わいな言動を含む。
 8 被害者に13歳未満の者を含む場合には、13歳未満の被害者のみを対象として、強姦を含む場合と強姦を含まない場合とに分けている。
 9 「単独のみ」は、単独犯行のみの者であり、「共犯あり」は、共犯による犯行がある者である。

性犯罪者類型別に、裁判内容及び刑期別構成比を見ると、4-3-2図のとおりである。

実刑に処せられた者の割合は、集団強姦型（83人中78人，94.0%）、単独強姦型（395人中357人，90.4%）、小児強姦型（41人中34人，82.9%）の順に高かった。執行猶予の言渡しを受けた者は、強制わいせつ型と盗撮型で6割台であったが、執行猶予者の保護観察率は、小児わいせつ型（58人中25人，43.1%）、単独強姦型（38人中16人，42.1%）、集団強姦型（5人中2人，40.0%）の順に高かった。

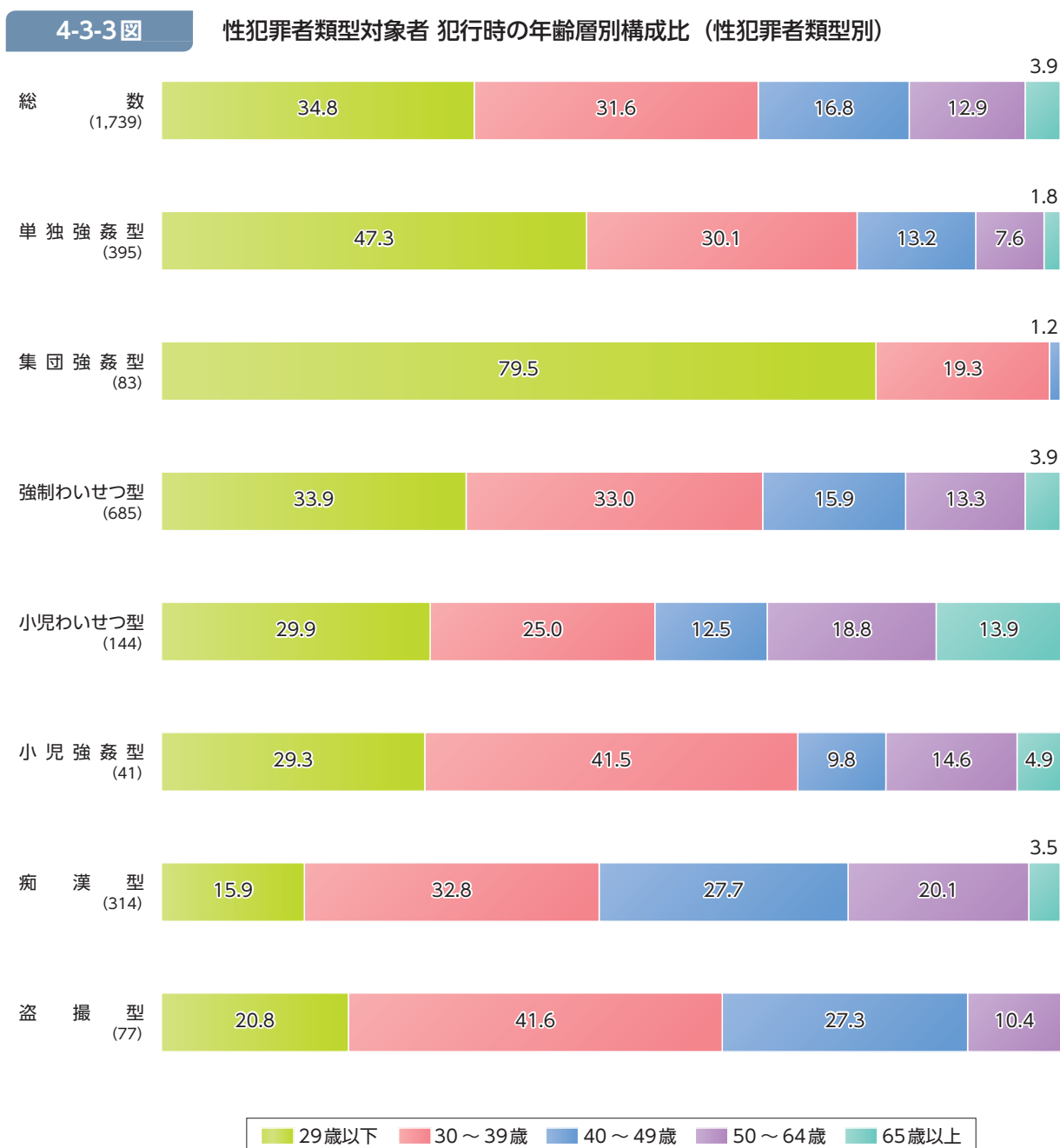


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不定期刑は、刑期の長期による。
 3 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 4 「10年超（実刑）」は、無期刑を含む。
 5 () 内は、実人員である。

3 性犯罪者類型別の特徴

(1) 基本的属性

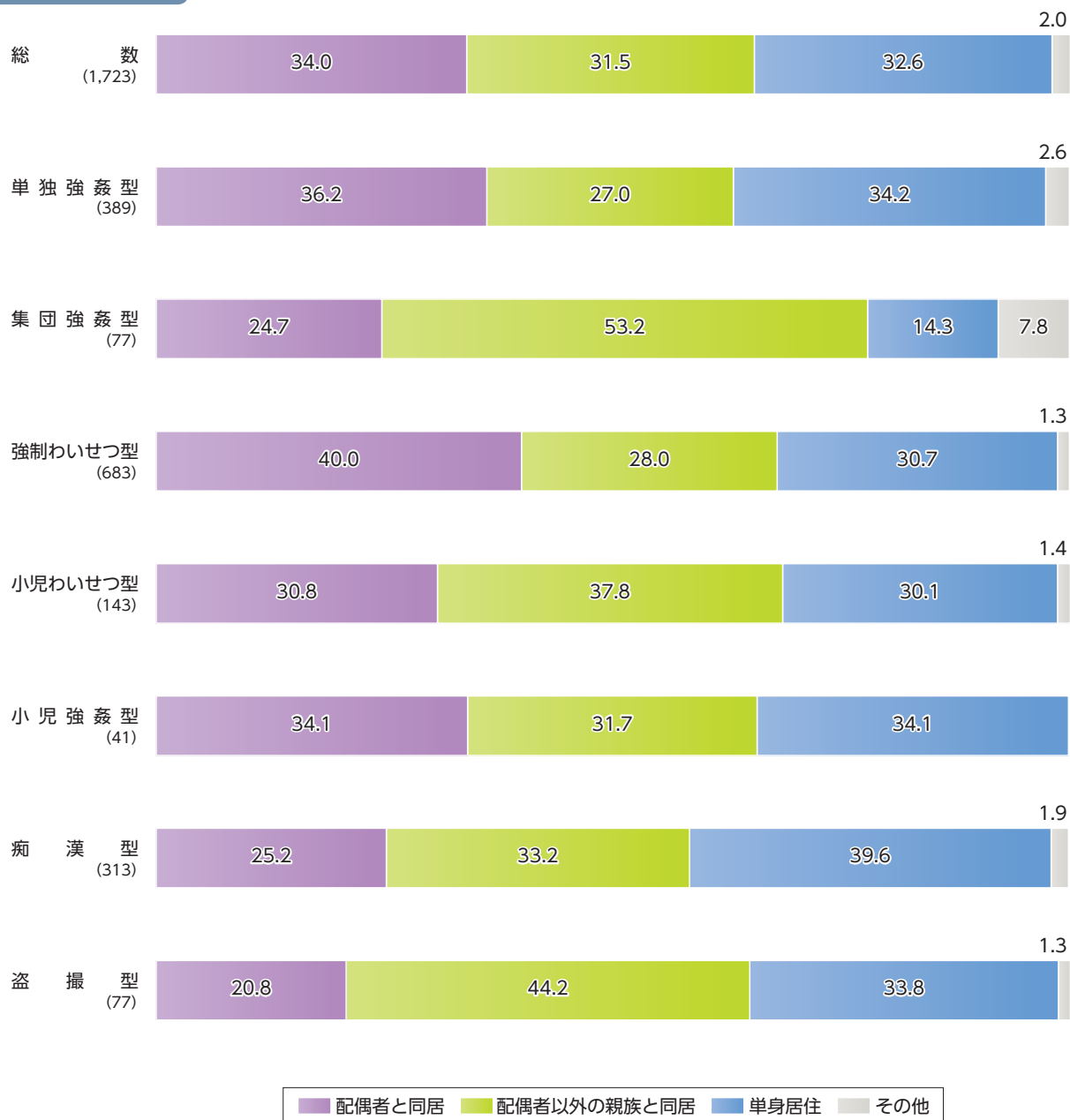
性犯罪者類型別に、犯行時の基本的属性を見ると、4-3-3図から4-3-7図のとおりである。



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 3 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-4 図

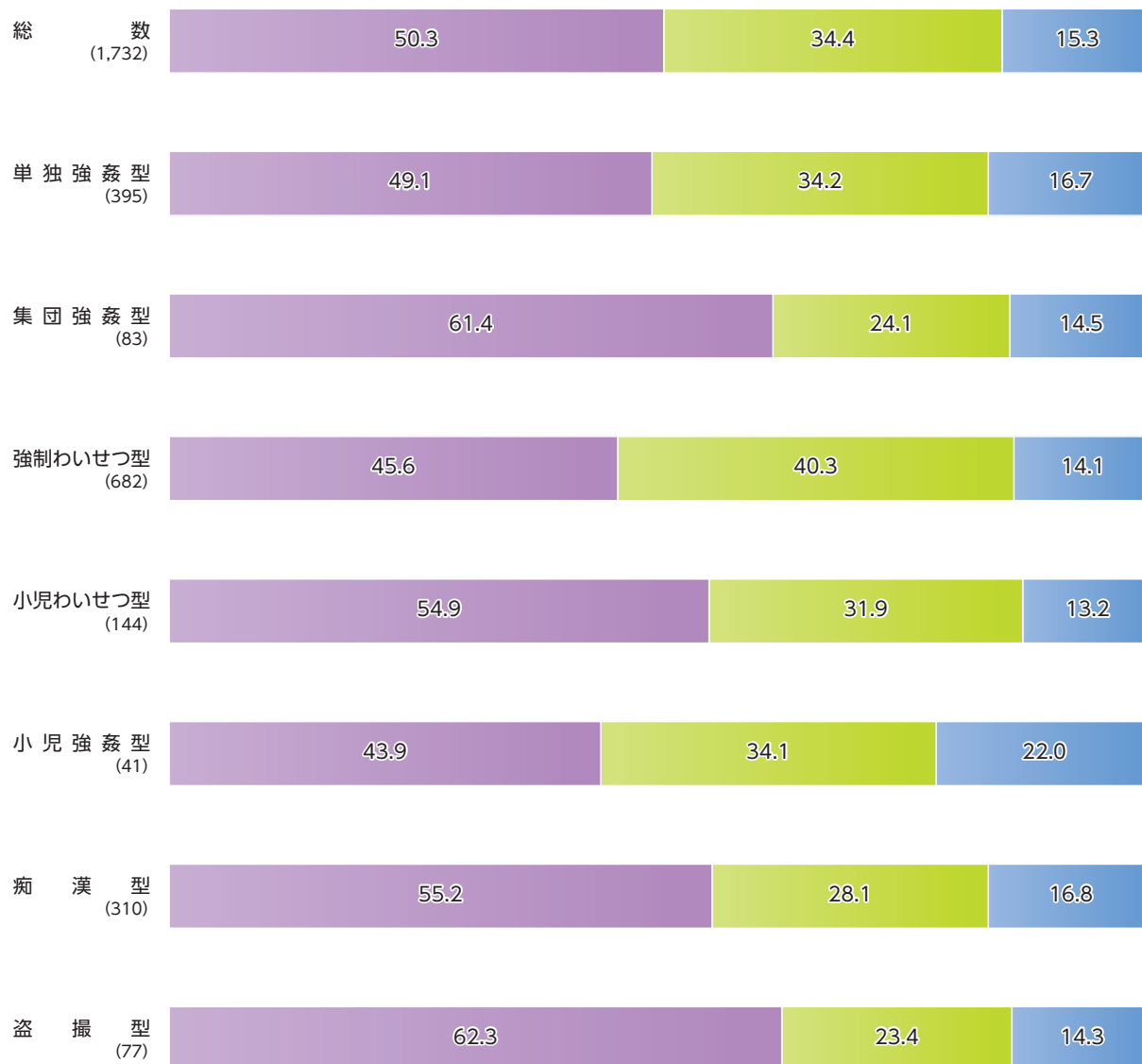
性犯罪者類型対象者 犯行時の居住状況別構成比（性犯罪者類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の居住状況が不明の者を除く。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者及び特定の交際相手を含み、「その他」は、親族以外の者と同居している者をいう。
 4 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 5 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-5 図

性犯罪者類型対象者 犯行時の婚姻状況別構成比（性犯罪者類型別）

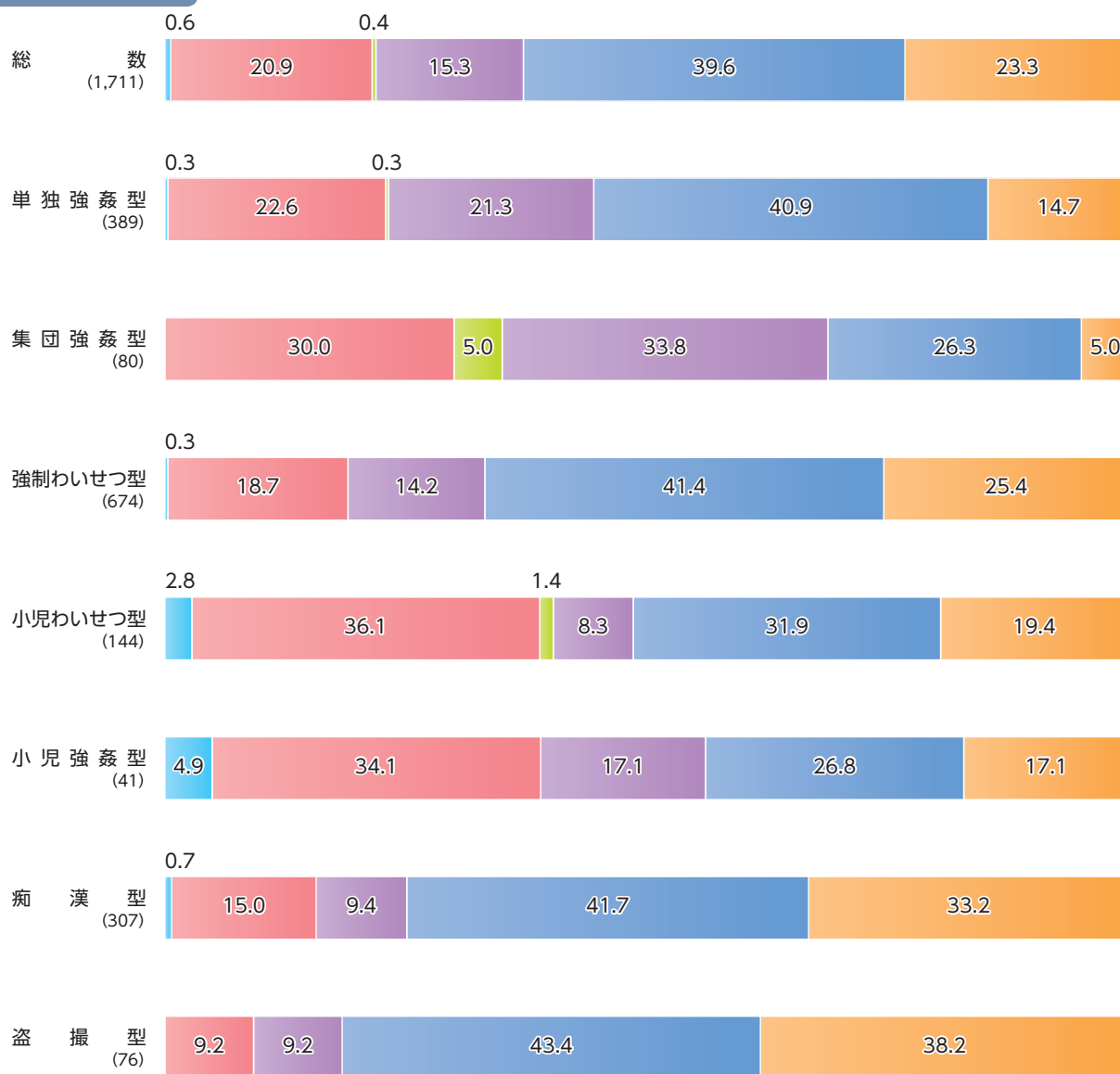


■ 未婚 ■ 既婚 ■ 離死別

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の婚姻状況が不明の者を除く。
 3 「既婚」は、内縁関係によるものを含む。
 4 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 5 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-6 図

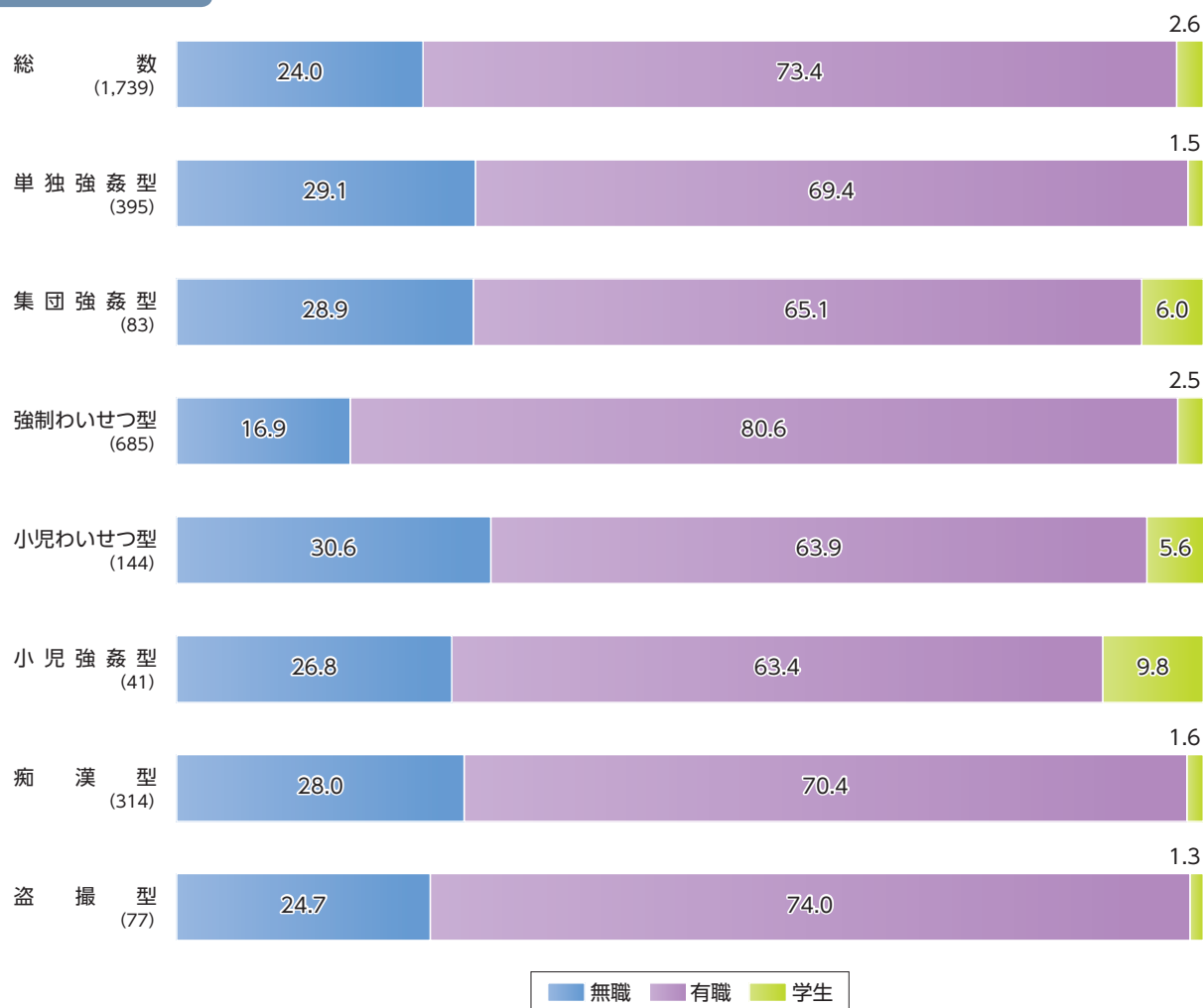
性犯罪者類型対象者 犯行時の教育程度別構成比（性犯罪者類型別）



■ 義務教育未了 ■ 中学卒業 ■ 高校在学 ■ 高校中退 ■ 高校卒業 ■ 大学進学

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の教育程度が不明の者を除く。
 3 「大学進学」は、大学在学・中退・卒業をいう。
 4 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 5 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-7 図 性犯罪者類型対象者 犯行時の就労状況別構成比（性犯罪者類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 3 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

性犯罪者類型別の基本的属性について、性犯罪者類型対象者全体の傾向と比較したところ、各類型の特徴は次のとおりである。

ア 単独強姦型

単独強姦型は、犯行時の年齢が29歳以下の者の割合が47.3%と高く、そのうち、19歳以下の者は11人（2.8%）であった。平均年齢は32.9歳であり、集団強姦型に次いで若かった。教育程度は中学卒業程度（義務教育未了、中学卒業、高校在学及び高校中退をいう。以下この節において同じ。）の割合が44.5%と高かった。

イ 集団強姦型

集団強姦型は、犯行時の年齢が29歳以下の者の割合が79.5%と高く、そのうち、19歳以下の者は15人（18.1%）であった。平均年齢は25.0歳と性犯罪者類型別では最も若かった。教育程度は中学卒業程度の割合が68.8%と高かった。また、婚姻状況は未婚の者の割合が61.4%と高かったが、居住状況では単身居住の割合は14.3%と低く、配偶者以外の親族と同居の割合が53.2%と高かった。

ウ 強制わいせつ型

強制わいせつ型は、犯行時の年齢が29歳以下、30～39歳、40歳以上の区分でそれぞれ約3割であった。平均年齢は36.8歳で、19歳以下の者は6人（0.9%）であった。婚姻状況は既婚（内縁関係によるものを含み、離死別を含まない。以下この章において同じ。）の者の割合が40.3%と高かった。就労状況は無職の割合が16.9%と低く、有職の割合が80.6%と高かった。

エ 小児わいせつ型

小児わいせつ型は、犯行時の年齢が40歳以上の者の割合が45.1%であり、中でも、50歳以上の者の割合が32.6%と高かった。一方、19歳以下の者は1人（0.7%）であった。平均年齢は41.9歳であり、性犯罪者類型別では最も高かった。教育程度は中学卒業程度の割合が48.6%と高かった。

オ 小児強姦型

小児強姦型は、犯行時の年齢が19歳以下の者は4人（9.8%）であった。平均年齢は36.2歳であった。教育程度が中学卒業程度の割合が56.1%と高かったほかは、基本的属性において、他の性犯罪者類型と比べて目立つ特徴は認められなかった。

カ 痴漢型

痴漢型は、犯行時の年齢が40歳以上の者が51.3%と約半数を占めた。19歳以下の者はおらず、平均年齢は41.4歳と、性犯罪者類型別では小児わいせつ型に次いで高かった。また、教育程度が大学進学が割合が33.2%と高かった。

キ 盗撮型

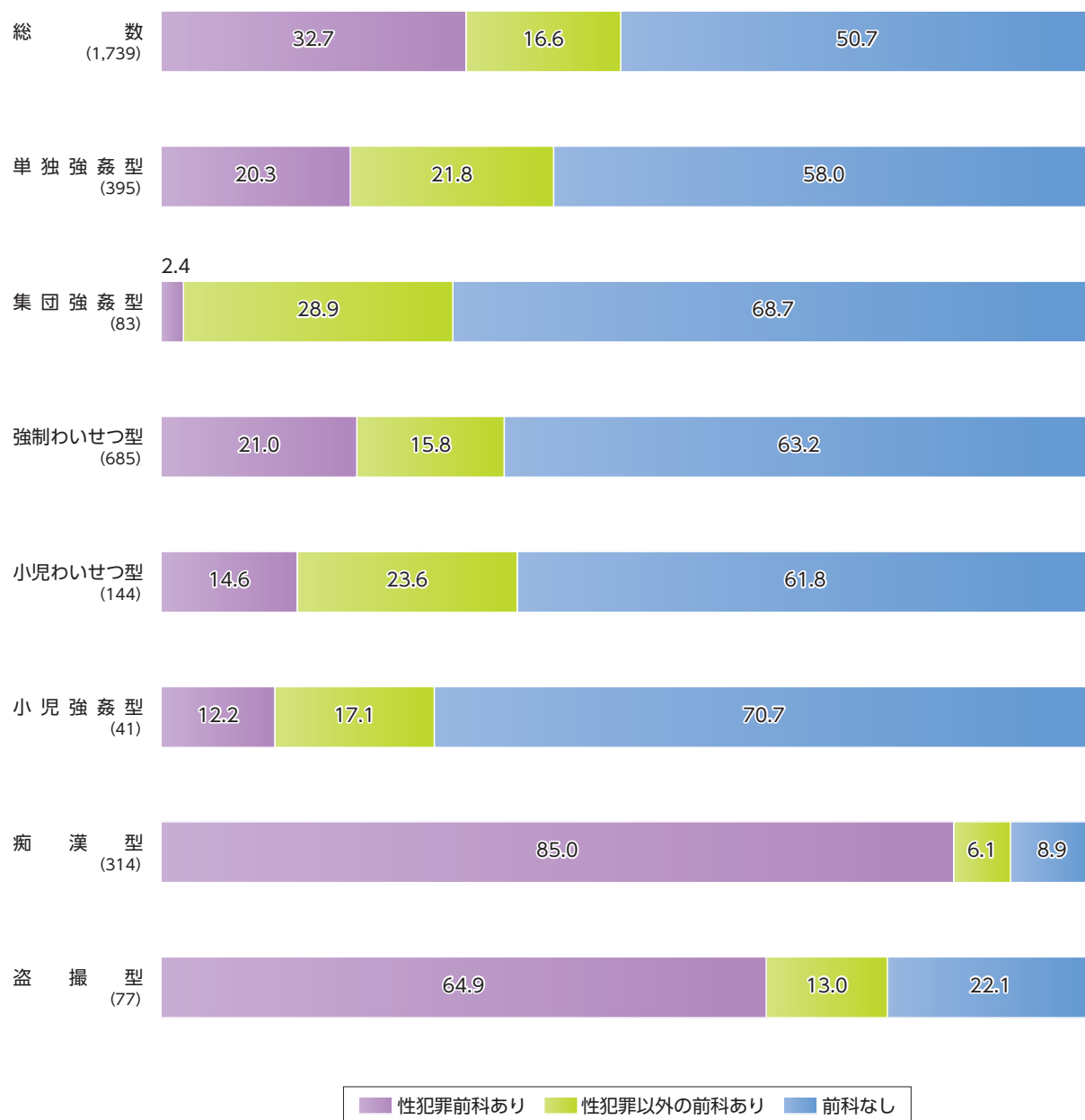
盗撮型には、犯行時の年齢が19歳以下の者も65歳以上の者もおらず、平均年齢は37.4歳であった。婚姻状況が未婚の者の割合が62.3%と高く、教育程度では、大学進学が38.2%と高かった。

(2) 前科等

性犯罪者類型別に、前科等を見ると、4-3-8図から4-3-12図のとおりである。

4-3-8 図

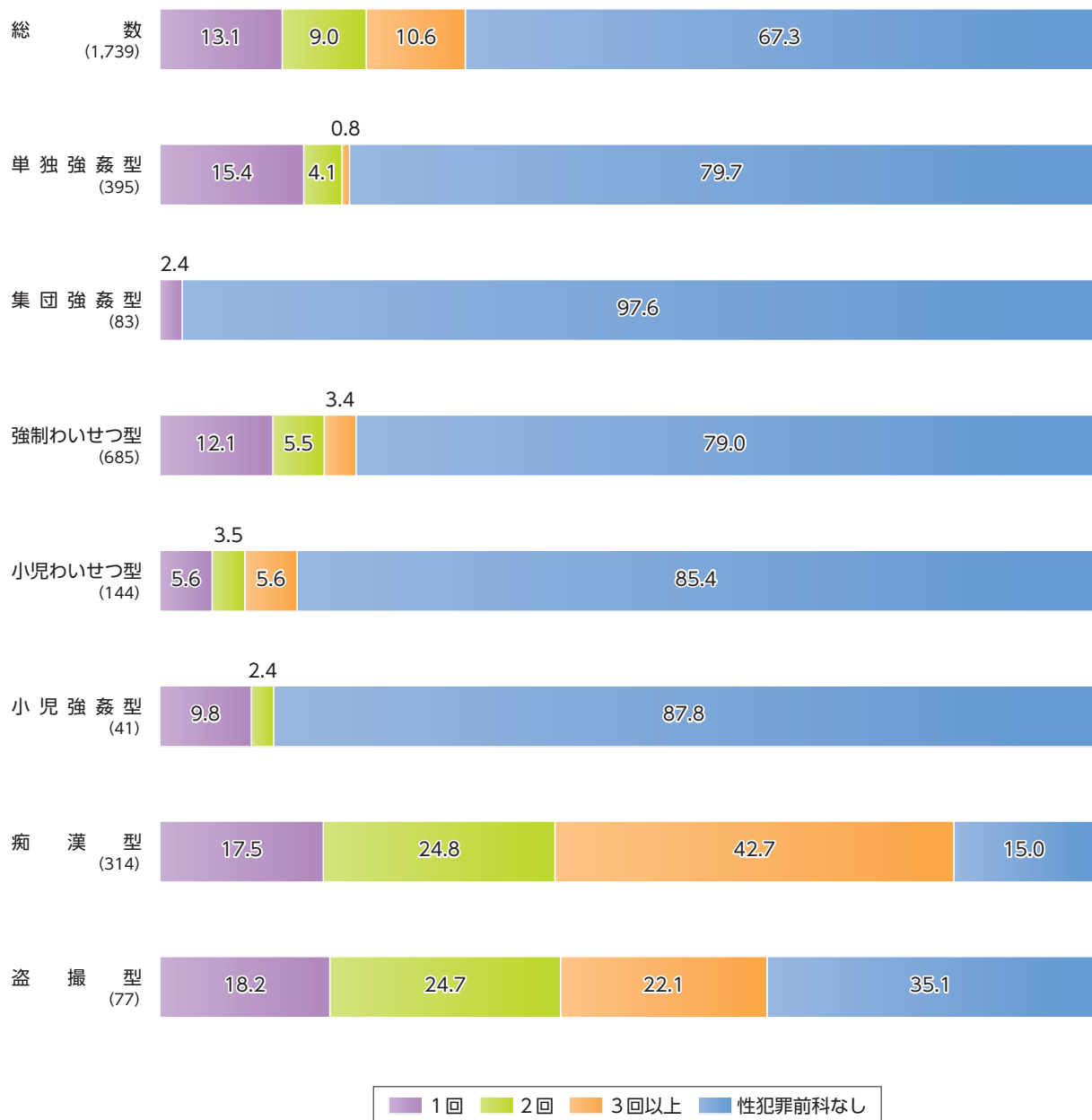
性犯罪者類型対象者 前科の有無別構成比（性犯罪者類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 3 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-9 図

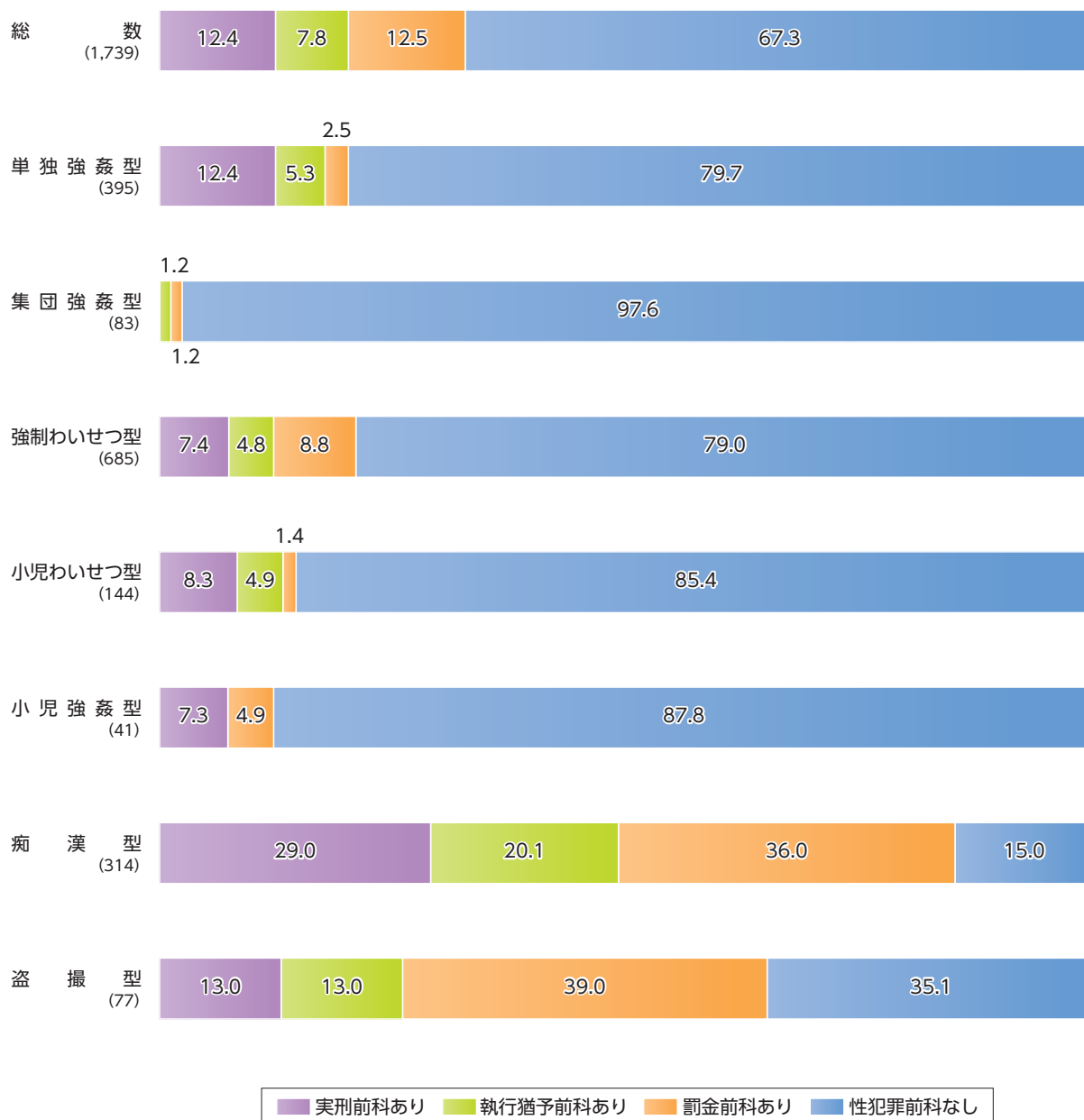
性犯罪者類型対象者 性犯罪前科の回数別構成比（性犯罪者類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 3 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-10図

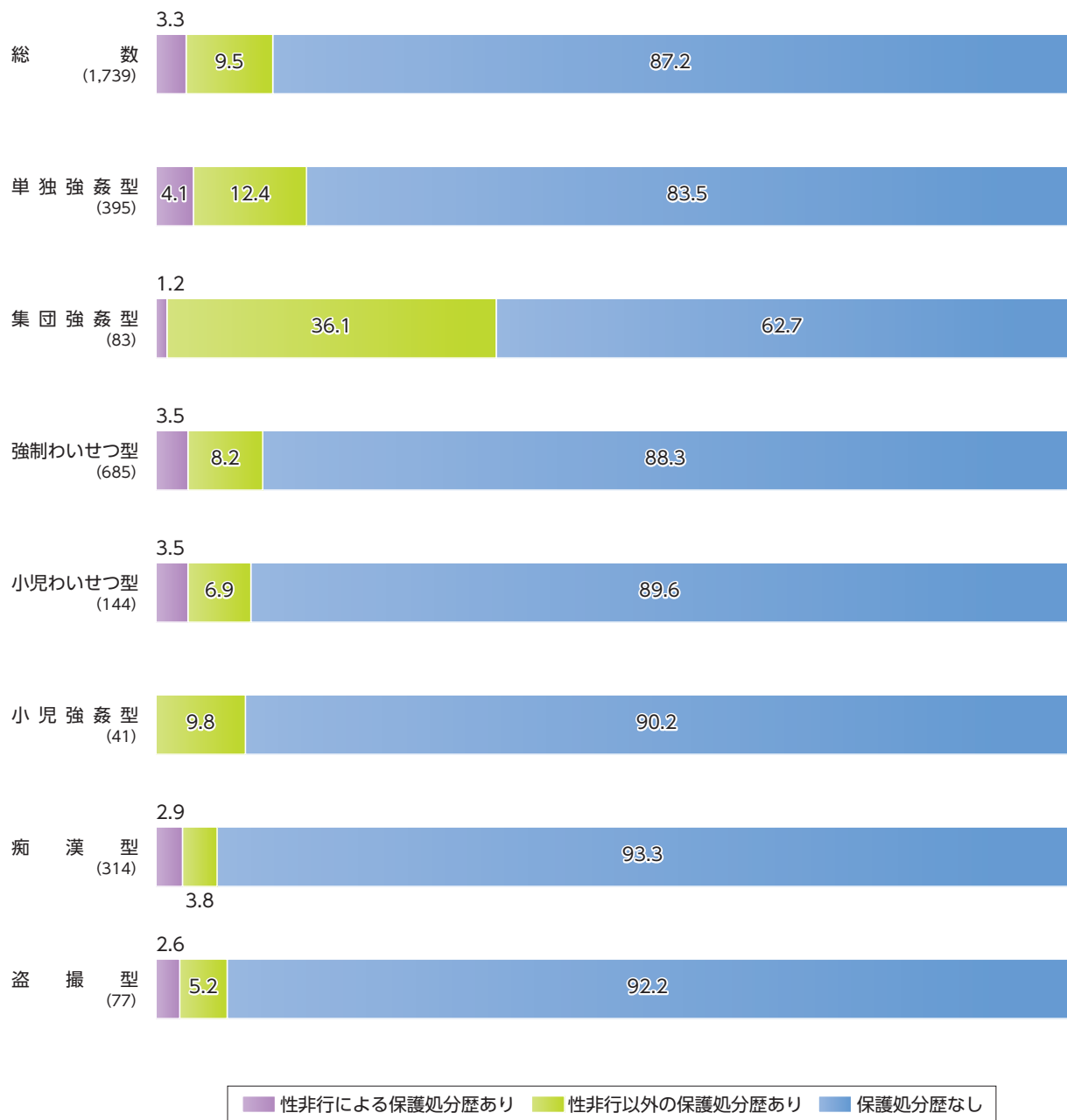
性犯罪者類型対象者 性犯罪前科の科刑状況別構成比（性犯罪者類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「実刑前科あり」は、実刑の性犯罪前科がある者をいい、「執行猶予前科あり」は、実刑の性犯罪前科がなく、執行猶予の性犯罪前科がある者をいい、「罰金前科あり」は、罰金の性犯罪前科のみがある者をいう。
 3 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 4 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

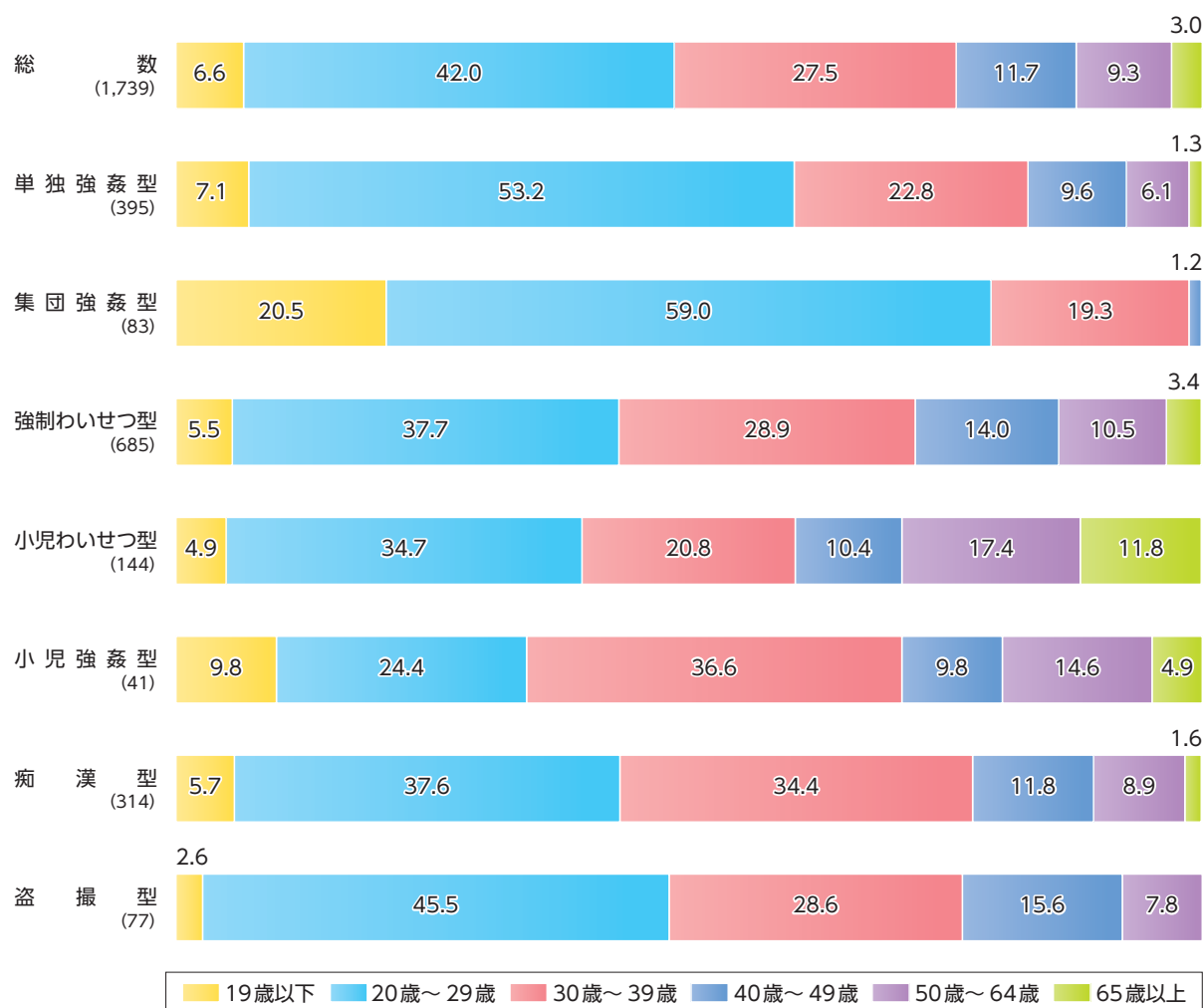
4-3-11 図

性犯罪者類型対象者 保護処分歴の有無別構成比（性犯罪者類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 3 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-12図 性犯罪者類型対象者 初回の性非行・性犯罪時の年齢層別構成比（性犯罪者類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 3 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

性犯罪者類型別の前科等について、性犯罪者類型対象者全体の傾向と比較したところ、各類型の特徴は次のとおりである。

ア 単独強姦型

単独強姦型では、前科のある者の割合は42.0%（166人）であるが、性犯罪前科のある者はそのうちの約半数（80人）であり、性犯罪以外の前科のある者の割合が21.8%と高かった。性犯罪前科のある者80人について、性犯罪前科の裁判内容を見ると、罰金が11人（単独強姦型のうちの構成比2.8%）、懲役（執行猶予）が26人（同6.6%）、懲役（実刑）が49人（同12.4%）であった（重複計上による）。性犯罪前科の罪名を見ると、強姦による前科のある者が46人（同

11.6%), 強制わいせつによる前科のある者が37人(同9.4%), 条例違反による前科のある者が11人(同2.8%)であった(重複計上による)。

イ 集団強姦型

集団強姦型では、性犯罪前科のある者の割合は2.4%(2人)であり、他の性犯罪者類型と比べて最も低い一方で、性犯罪以外の前科のある者の割合が28.9%と高かった。また、性非行以外の非行による保護処分歴(自動車運転過失致死傷等又は交通法令違反の非行名のみ)の保護処分を含まない。以下この章において同じ。)のある者の割合が36.1%と最も高かった。初回の性非行・性犯罪時(性非行による前歴・保護処分歴、性犯罪による前科・前歴のいずれかがある場合の最初の性非行・性犯罪に係る処分時をいい、処分時が不明の場合は、当該事件に係る検挙時をいう。以下この章において同じ。)の年齢が29歳以下の者が79.5%であり、調査対象事件中の性犯罪が初回の性犯罪である者が83人中80人(96.4%)であった。

ウ 強制わいせつ型

強制わいせつ型では、性犯罪前科のある者の割合は21.0%(144人)であった。性犯罪前科のある者144人について、性犯罪前科の裁判内容を見ると、罰金が82人(強制わいせつ型のうちの構成比12.0%),懲役(執行猶予)が46人(同6.7%),懲役(実刑)が51人(同7.4%)であった(重複計上による)。性犯罪前科の罪名を見ると、強姦による前科のある者が25人(同3.6%),強制わいせつによる前科のある者が50人(同7.3%),条例違反による前科のある者が90人(同13.1%)であった(重複計上による)。

エ 小児わいせつ型

小児わいせつ型では、前科のある者の割合は38.2%(55人)であるが、性犯罪前科のある者の割合は14.6%と低く、性犯罪以外の前科のある者の割合が23.6%と高かった。性犯罪前科のある者21人について、性犯罪前科の裁判内容を見ると、罰金が6人(小児わいせつ型のうちの構成比4.2%),懲役(執行猶予)が15人(同10.4%),懲役(実刑)が12人(同8.3%)であった(重複計上による)。性犯罪前科の罪名を見ると、強姦による前科のある者が4人(同2.8%),強制わいせつによる前科のある者が18人(同12.5%),条例違反による前科のある者が7人(同4.9%)であった(重複計上による)。初回の性非行・性犯罪時の年齢層別構成比では、40歳以上の者の割合が39.6%と最も高かった。

オ 小児強姦型

小児強姦型では、性犯罪前科のある者の割合は12.2%（5人）と低く、性非行による保護処分歴のある者はいなかった。性犯罪前科のある者5人について、性犯罪前科の裁判内容を見ると、罰金が2人（小児強姦型のうちの構成比4.9%）、懲役（実刑）は3人（同7.3%）であった。性犯罪前科の罪名を見ると、強姦による前科のある者が2人（同4.9%）、強制わいせつによる前科のある者が1人（同2.4%）、条例違反による前科のある者が2人（同4.9%）であった。

カ 痴漢型

痴漢型は前科のある者の割合が91.1%（286人）であり、性犯罪前科のある者の割合は85.0%と最も高く、複数回の性犯罪前科のある者の割合も67.5%と最も高かった。性犯罪前科のある者267人について、性犯罪前科の裁判内容を見ると、罰金が240人（痴漢型のうちの構成比76.4%）、懲役（執行猶予）が119人（同37.9%）、懲役（実刑）が91人（同29.0%）であり（重複計上による。）、いずれも他の性犯罪者類型と比べて高い割合を占めていた。性犯罪前科の罪名を見ると、強姦による前科のある者は10人（同3.2%）であったが、強制わいせつによる前科のある者は68人（同21.7%）、条例違反による前科のある者は250人（同79.6%）であり（重複計上による。）、高い割合であった。一方、保護処分歴のある者の割合は6.7%と性犯罪者類型別では最も低かった。痴漢型では、初回の性非行・性犯罪時の平均年齢（33.1歳）から犯行時の平均年齢（41.4歳）までの経過年数は約8年と、他の性犯罪者類型と比べて最も長かった。

キ 盗撮型

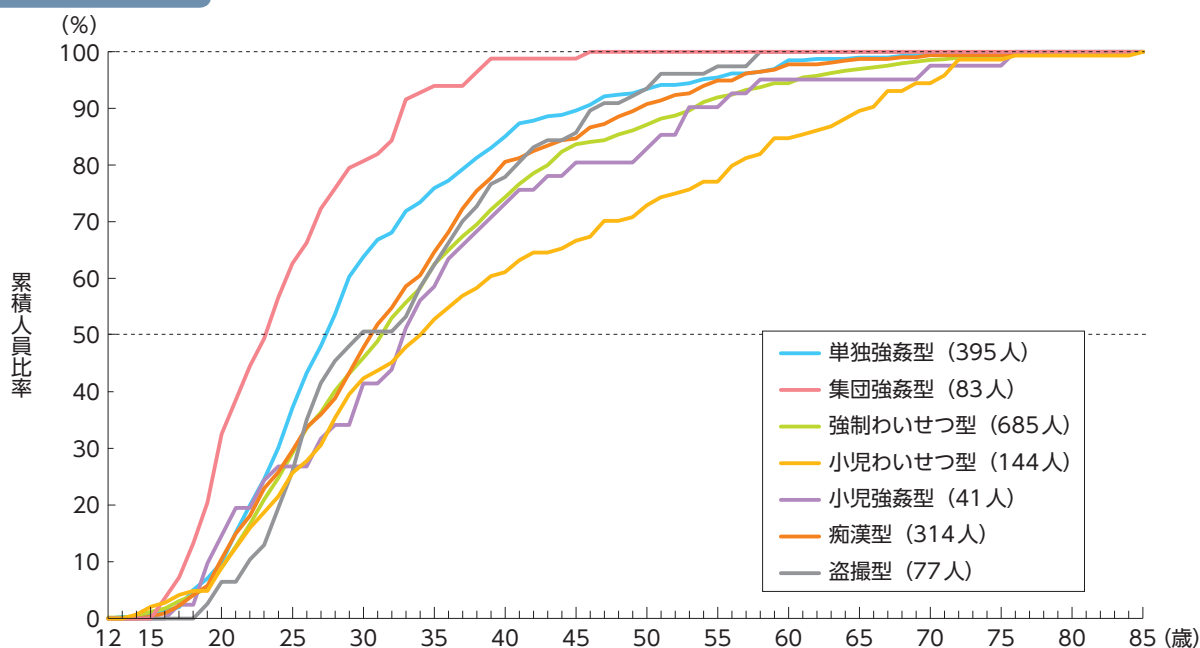
盗撮型は、性犯罪前科のある者の割合が64.9%（50人）と高く、複数回の性犯罪前科がある者の割合は46.8%と痴漢型に次いで高かった。性犯罪前科のある者50人について、性犯罪前科の裁判内容を見ると、罰金が48人（盗撮型のうちの構成比62.3%）、懲役（執行猶予）が16人（同20.8%）、懲役（実刑）が10人（同13.0%）であり（重複計上による。）、性犯罪前科により罰金に処せられている者と懲役（執行猶予）に処せられている者の割合が痴漢型に次いで高かった。性犯罪前科の罪名を見ると、強姦による前科のある者はなく、強制わいせつによる前科のある者は7人（同9.1%）、条例違反による前科のある者は50人（同64.9%）であった（重複計上による。）。盗撮型では、初回の性非行・性犯罪時の平均年齢（33.0歳）から犯行時の平均年齢（37.4歳）までの経過年数は約4年と、痴漢型に次いで長かった。

(3) 初回の性非行・性犯罪時の年齢

性犯罪者類型別に、初回の性非行・性犯罪時の年齢及び累積人員比率（横軸の年齢までに初回の性非行・性犯罪に及んだ者の累積人員の比率をいう。）を見ると、**4-3-13図**のとおりである。

4-3-13図

性犯罪者類型対象者 初回の性非行・性犯罪時の年齢による累積人員比率



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「累積人員比率」は、横軸の年齢までに初回の性非行・性犯罪に及んだ者の累積人員の比率をいう。

累積人員比率を見ると、集団強姦型は、他の性犯罪者類型と比べて若い年齢層で急激に上昇しており、初回の性非行・性犯罪に及ぶ年齢が若い者が多く、24歳までに半数の者が初回の性非行・性犯罪に及んでいる。一方、小児わいせつ型は、他の性犯罪者類型と比べてなだらかに上昇し続け、34歳までに半数の者が初回の性非行・性犯罪に及び、それ以降も、各年齢層において初回の性犯罪に及ぶ者が一定数ずついることが分かる。

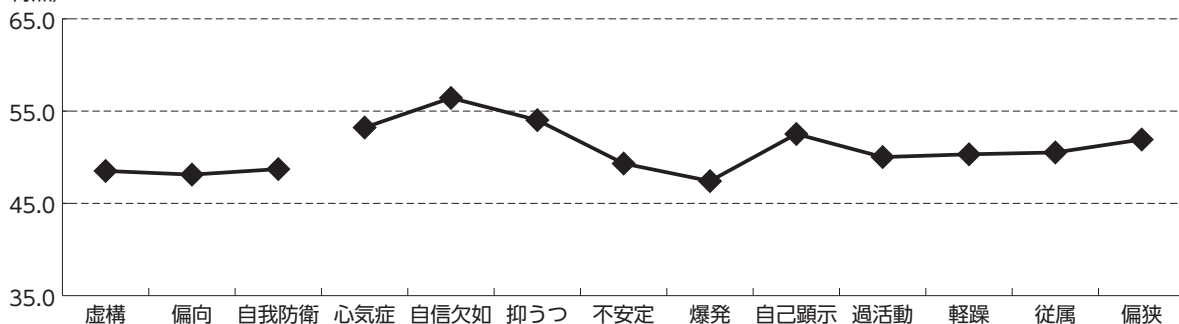
(4) 性格検査の結果

性犯罪者類型対象者のうち、調査対象事件により実刑に処せられた者について、性格検査である法務省式人格目録（MJPI）の基本尺度ごとの得点分布を性犯罪者類型別に見ると、**4-3-14図**のとおりである。

4-3-14図 性犯罪者類型対象者 性格検査得点 (性犯罪者類型別)

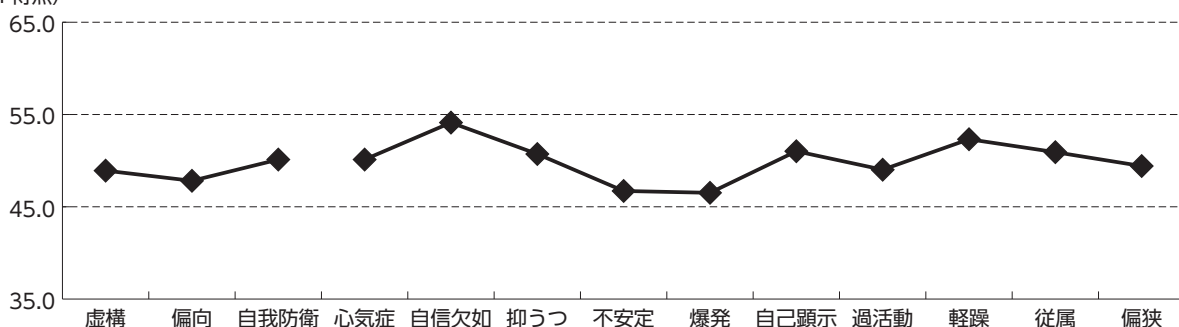
① 単独強姦型 (344)

(T得点)



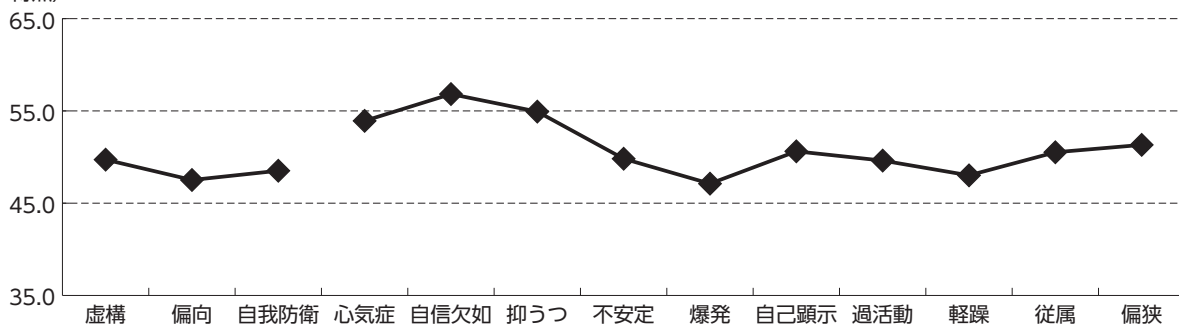
② 集団強姦型 (75)

(T得点)



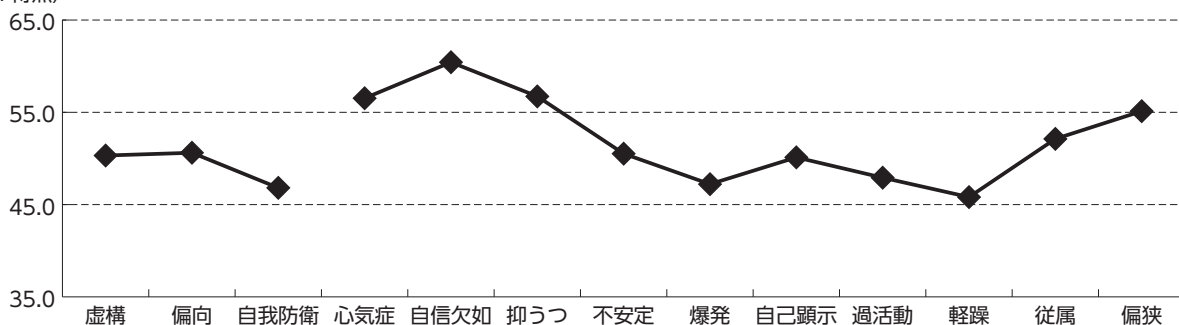
③ 強制わいせつ型 (231)

(T得点)



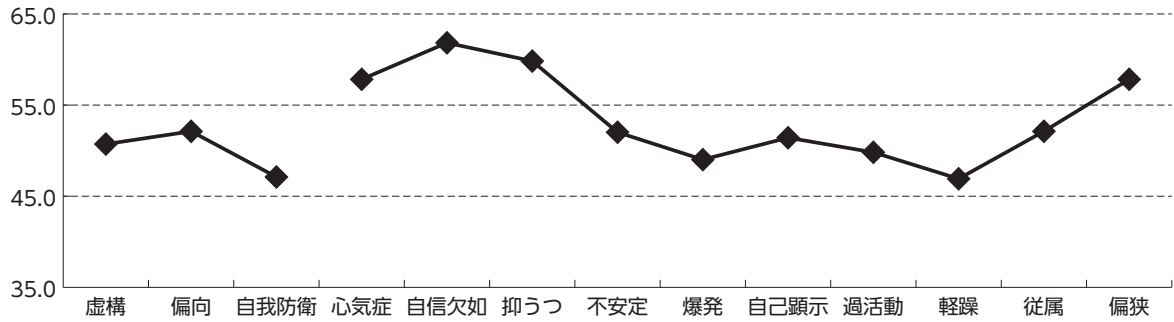
④ 小児わいせつ型 (80)

(T得点)



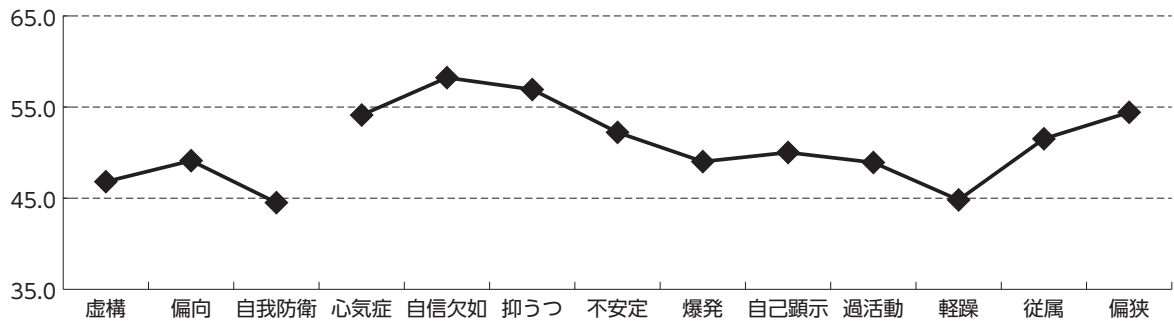
⑤ 小児強姦型 (33)

(T得点)



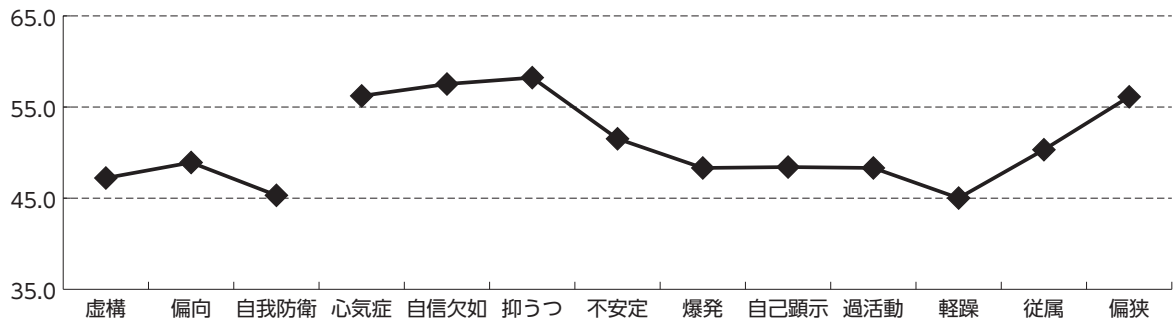
⑥ 痴漢型 (142)

(T得点)



⑦ 盗撮型 (26)

(T得点)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省式人格目録 (MJPI) のT得点 (集団の中における個人の相対的な位置付けを示す得点) が、不明の者を除く。
 3 法務省式人格目録 (MJPI) の13の基本尺度 (妥当性尺度 (虚構, 偏向, 自我防衛の3尺度) と臨床尺度 (前記の3尺度を除く10尺度) から成る。) のT得点の分布を示す。
 4 () 内は、実人員である。

性犯罪者類型ごとの性格特徴は次のとおりであった。

単独強姦型及び強制わいせつ型では、他人の評価を気にし、自分の能力や行動に自信を持っていない傾向があった。

集団強姦型では、顕著な特徴は認められなかった。

小児わいせつ型、小児強姦型及び盗撮型では、神経質で心気症傾向（自分の心身の変化に敏感であったり、ささいなことにこだわり、元気をなくすといった傾向）があり、気分が沈みやすく、自信もない傾向が見られた。また、偏狭なものを見方をする傾向も認められた。

痴漢型では、他人の評価を気にし、自分の能力や行動に自信を持っていない傾向や、ささいなことで気が沈みやすい傾向が見られた。

第4節 性犯罪者の再犯の実態と再犯要因

この節では、性犯罪者の再犯状況を概観するとともに、どのような要因が再犯と関連しているかを探るため、犯行時の年齢、就労状況や前科等のほか、被害者との関係等と再犯の有無との関連について分析した結果について紹介する。

1 再犯調査の概要

性犯罪者の再犯状況や再犯と関連する要因を見るため、全対象者のうち、調査対象事件の裁判確定から5年間に、再び有罪の裁判を受けて裁判が確定した者を対象に、当該再犯の内容や再犯に及んだ動機等について、刑事確定記録等に基づき再犯調査を行った。ここで、「再犯」とは、罰金以上の刑で再び有罪の裁判を受けて裁判が確定した事件をいい、その事件の犯行日が調査対象事件の裁判確定日以前の事件、調査対象事件により実刑に処せられた者がその服役中に犯した事件並びに自動車運転過失致死傷等及び交通法令違反による事件を除く。この節では、再犯のうち、罪名を問わない全ての再犯を「全再犯」、性犯罪を含む再犯を「性犯罪再犯」という。さらに、再犯の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものを「性犯罪再犯（刑法犯）」、性犯罪再犯が条例違反のみによるものを「性犯罪再犯（条例違反）」という。

なお、調査対象事件により執行猶予の言渡しを受けた者については、再犯が可能であった期間（以下この節において「再犯可能期間」という。）を5年間確保できる一方、調査対象事件により実刑に処せられた者の中には、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点においても未だ服役している者もいる。さらに、実刑に処せられて、服役し、裁判確定から5年が経過する前に刑事施設から出所した者についても、出所日が異なることから、再犯可能期間には長短がある。したがって、この節において、全体的な再犯の傾向等を把握するために、裁判内容別や出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。以下この節において同じ。）の出所事由別（仮釈放又は満期釈放の別をいう。以下この節において同じ。）に再犯の状況を見ることがあるが、その場合には、比較する対象者の再犯可能期間が異なっていることに留意する必要がある。

再犯調査の結果、全対象者1,791人のうち、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点において服役中の者及び服役中に死亡した者を除いた1,526人についての再犯の有無別人員を見ると、全再犯ありの者は311人（20.4%）であった。このうち、性犯罪再犯ありの者は207

人（13.6％）であり、全再犯ありの者のうちの66.6％を占めていた。

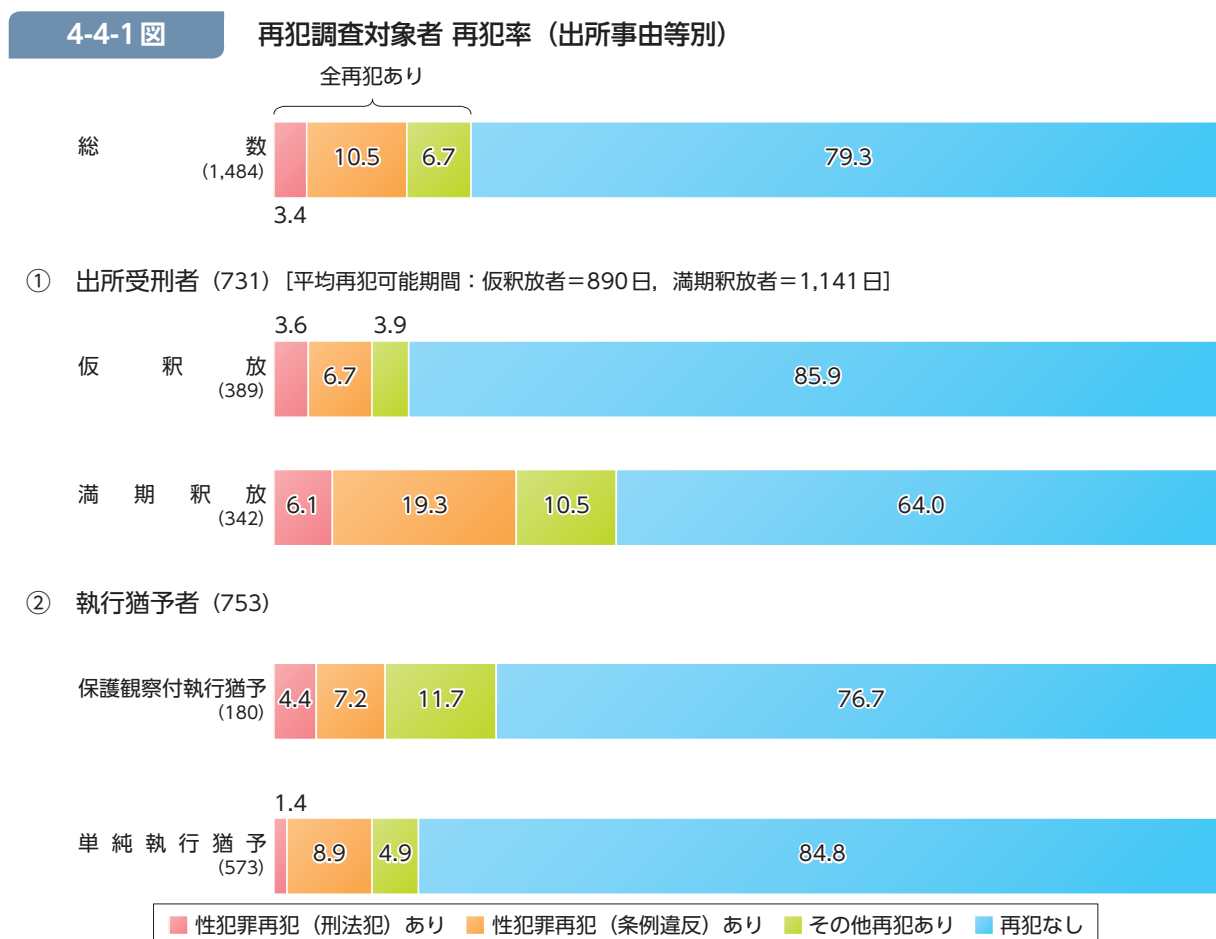
以下、この節（ただし、4項及び5項を除く。）においては、性犯罪者類型対象者のうち、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点において服役中の者及び服役中に死亡した者を除いた1,484人（以下この節において「再犯調査対象者」という。）を分析の対象とする。

2 再犯状況

（1）再犯者の人員と再犯率

ア 再犯の概要

再犯調査対象者について、その再犯率（再犯を行った者の比率をいう。以下この節において同じ。）を、総数のほか、出所受刑者の出所事由別、執行猶予者の区分別に見ると、4-4-1図のとおりである。



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における再犯の有無を示す。
 3 ①の「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の裁判確定から5年経過時点までの期間から、刑事施設における服役期間を減じた日数の平均値をいう。
 4 「性犯罪再犯（刑法犯）」は、再犯の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものをいい、「性犯罪再犯（条例違反）」は、性犯罪再犯が条例違反のみによるものをいう。
 5 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 6 ()内は、実人員である。

再犯調査対象者の総数1,484人のうち、全再犯ありの者は307人であり、全再犯率（全再犯を行った者の比率をいう。以下この節において同じ。）は20.7%であった。そのうち、性犯罪再犯ありの者は207人で、性犯罪再犯率（性犯罪再犯を行った者の比率をいう。以下この節において同じ。）は13.9%であり、全再犯ありの者のうちの67.4%を占めていた。また、性犯罪再犯ありの者の内訳を見ると、性犯罪再犯（刑法犯）ありの者は51人、性犯罪再犯（条例違反）ありの者は156人であった。

ここで、出所受刑者について、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点までの再犯可能期間を算出するに当たり、刑事施設における服役期間を減じた日数の平均値（以下この節において「平均再犯可能期間」という。）を求めると、出所受刑者総数では3年弱(1,007日)であった。

出所事由別に再犯率を見ると、仮釈放者の性犯罪再犯率が10.3%であるのに比して、満期釈放者の性犯罪再犯率は25.4%と顕著に高く、性犯罪再犯（刑法犯）、性犯罪再犯（条例違反）別に見ても、いずれも満期釈放者の方が高かった。満期釈放者について、帰住先別に再犯状況を見ると、帰住先が親族等（雇主、更生保護施設、社会福祉施設等を含む。）の者では229人のうち72人（31.4%）が、適当な帰住先がない者では113人のうち51人（45.1%）が全再犯に及んでいた。

執行猶予者の区分別に再犯率を見ると、性犯罪再犯率は共に約1割であるが、保護観察付執行猶予者において、性犯罪以外による再犯（以下この節において「その他再犯」という。）の割合が高かった。

イ 年齢層別

再犯調査対象者について、出所事由等別の再犯率を年齢層別に見ると、**4-4-2図**のとおりである。出所受刑者のうち、仮釈放者では40～49歳の者において全再犯率が最も高かった。また、満期釈放者では、いずれの年齢層でも全再犯率が比較的高かった。

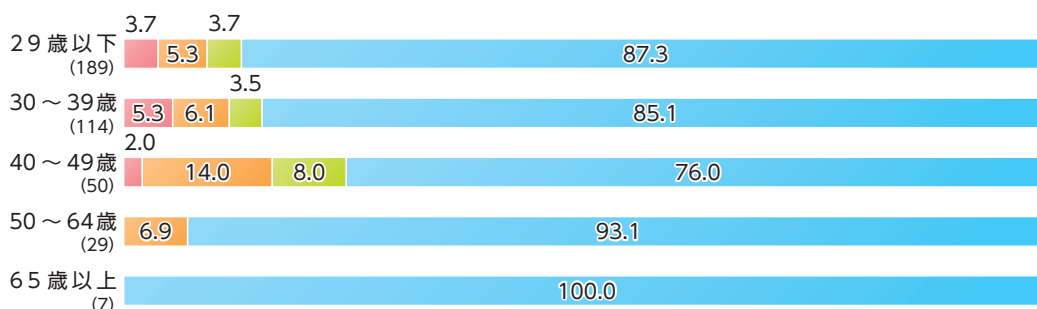
執行猶予者のうち、保護観察付執行猶予者では30～39歳の者において全再犯率が最も高く、性犯罪再犯（刑法犯）があるのは29歳以下の者のみであった。一方、単純執行猶予者では、65歳以上の者の全再犯率が低いほかは、その他の年齢層で全再犯率に大きな差はなかった。

ウ 性犯罪者類型別

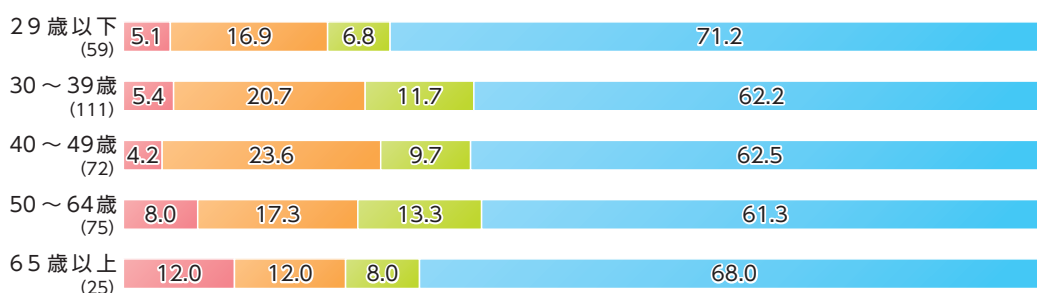
再犯調査対象者について、性犯罪者類型別に再犯率を見ると、**4-4-3図**のとおりである。性犯

4-4-2 図 再犯調査対象者 再犯率（出所事由等別，年齢層別）

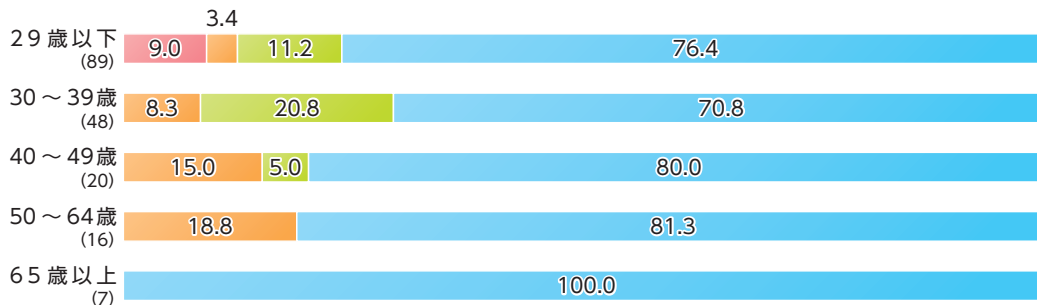
① 仮釈放者（389）



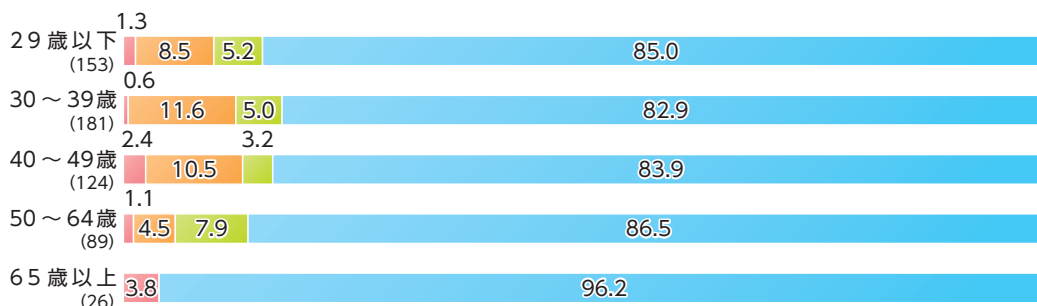
② 満期釈放者（342）



③ 保護観察付執行猶予者（180）



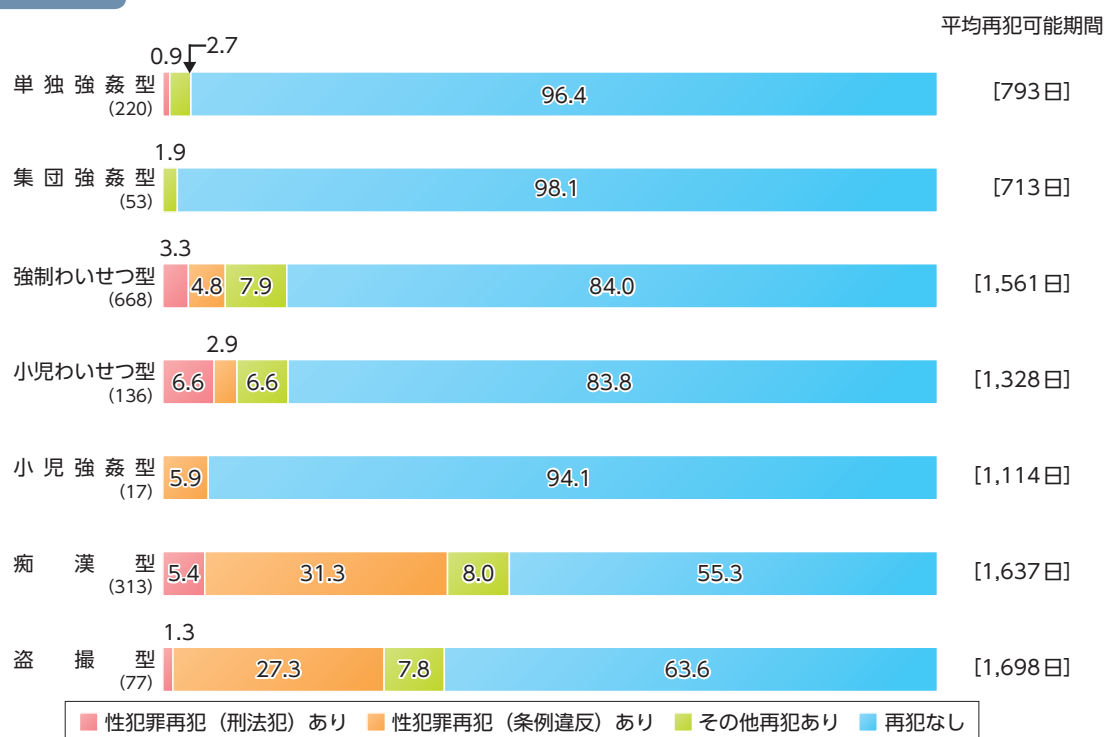
④ 単純執行猶予者（573）



■ 性犯罪再犯（刑法犯）あり ■ 性犯罪再犯（条例違反）あり ■ その他再犯あり ■ 再犯なし

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における再犯の有無を示す。
 3 犯行時の年齢による。
 4 「性犯罪再犯（刑法犯）」は、再犯の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものをいい、「性犯罪再犯（条例違反）」は、性犯罪再犯が条例違反のみによるものをいう。
 5 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 6 () 内は、実人員である。

4-4-3 図 再犯調査対象者 再犯率（性犯罪者類型別）



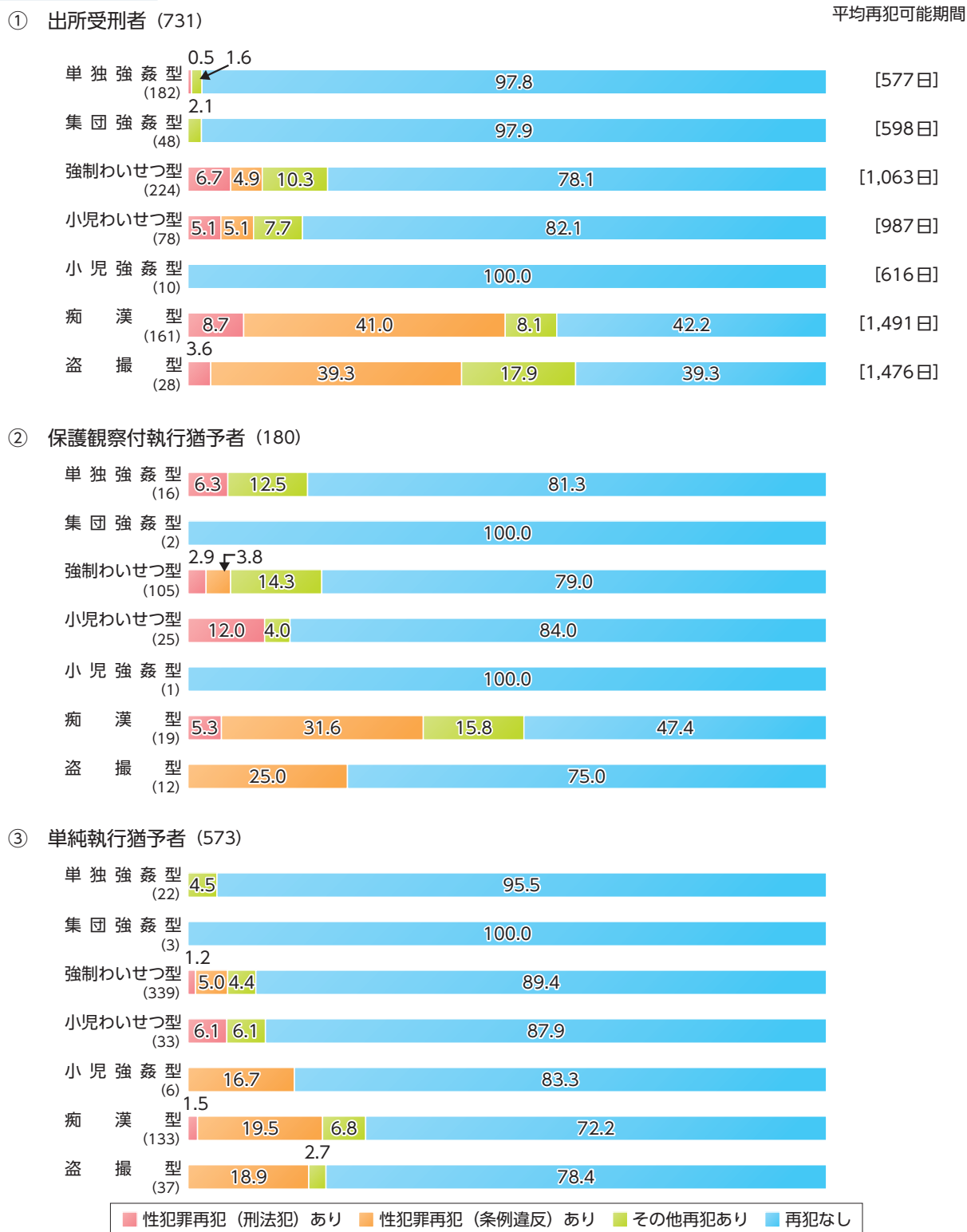
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における再犯の有無を示す。
 3 「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の裁判確定から5年経過時点までの日数の平均値をいう。ただし、出所受刑者については、当該期間から刑事施設における服役期間を減じた日数の平均値をいう。
 4 「性犯罪再犯（刑法犯）」は、再犯の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものをいい、「性犯罪再犯（条例違反）」は、性犯罪再犯が条例違反のみによるものをいう。
 5 () 内は、実人員である。

罪者類型によって、実刑に処せられた者の割合や調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点においても服役中の者の割合に偏りがあるほか、出所受刑者に関しては、再犯可能期間に長短があることを考慮に入れる必要があるが、全再犯率は、痴漢型が最も高く、次いで、盗撮型、小児わいせつ型、強制わいせつ型、小児強姦型、単独強姦型の順となっており、集団強姦型が最も低かった。性犯罪再犯率に限っても同様の傾向が認められた。なお、性犯罪再犯（刑法犯）の再犯率が最も高いのは、小児わいせつ型であり、その再犯の内容を性犯罪者類型に当てはめてみると、9人のうち8人の再犯が小児わいせつ型に該当した。

同様に、再犯調査対象者について、性犯罪者類型別の再犯率を、出所受刑者、保護観察付執行猶予者、単純執行猶予者の別に見ると、4-4-4図のとおりである。

ここで、調査対象事件で実刑に処せられた者について、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点における出所受刑者の占める割合を性犯罪者類型別に見ると、大半の者が出所している類型（強制わいせつ型で92.9%、小児わいせつ型で90.7%、痴漢型で99.4%、盗撮型で

4-4-4 図 再犯調査対象者 再犯率（出所受刑者・執行猶予者の区別別，性犯罪者類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における再犯の有無を示す。
 3 ①の「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の裁判確定から5年経過時点までの期間から、刑事施設における服役期間を減じた日数の平均値をいう。
 4 「性犯罪再犯 (刑法犯)」は、再犯の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものをいい、「性犯罪再犯 (条例違反)」は、性犯罪再犯が条例違反のみによるものをいう。
 5 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 6 () 内は、実人員である。

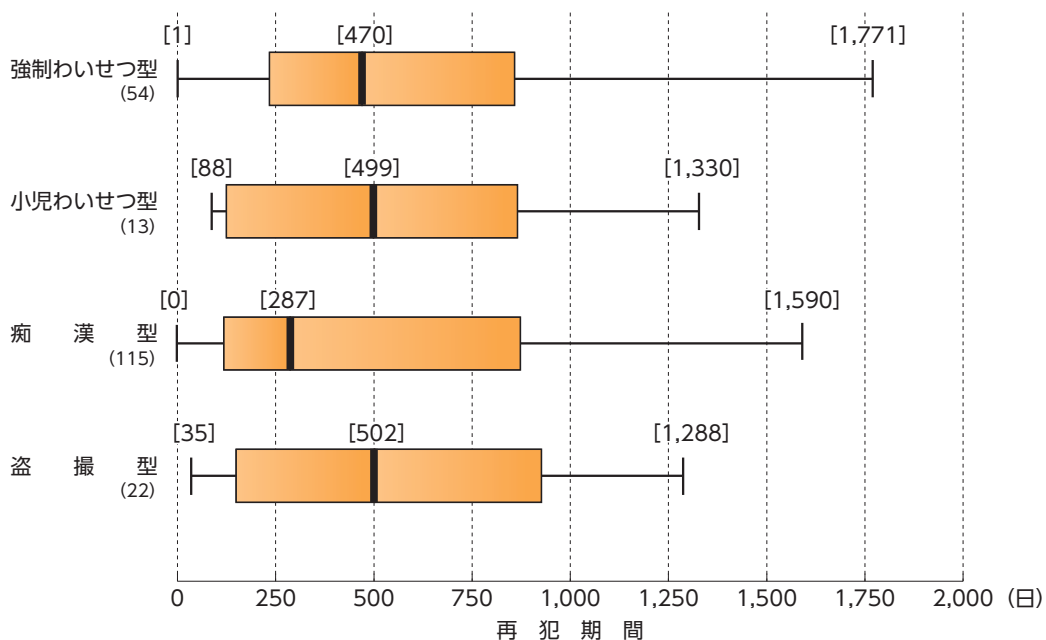
100.0%)、半数程度の者が出所している類型（単独強姦型で51.0%、集団強姦型で61.5%）、3割程度の者が出所している類型（小児強姦型で29.4%）があるほか、類型別の平均再犯可能期間においても、単独強姦型の577日から痴漢型の1,491日まで開きがあり、出所受刑者の再犯率を見るに当たっては留意する必要がある。

再犯調査対象者のうち、出所受刑者の全再犯率は、盗撮型が最も高く、次いで、痴漢型、強制わいせつ型、小児わいせつ型、単独強姦型、集団強姦型の順であった。また、盗撮型では、その他再犯の再犯率も2割弱と比較的高かった。小児強姦型の出所受刑者は10人と少数であり、再犯者はいなかった。また、再犯調査対象者のうち、保護観察付執行猶予者及び単純執行猶予者について、それぞれ性犯罪者類型ごとの再犯率を見ると、性犯罪再犯（刑法犯）の再犯率は小児わいせつ型が最も高く、全再犯率は痴漢型が最も高く、かつ、その他再犯の再犯率も痴漢型が比較的高かった。

再犯調査対象者のうち性犯罪再犯があった者について、再犯が可能となった日から再犯までの期間を性犯罪者類型別に見ると、4-4-5図のとおりである。

4-4-5 図

再犯調査対象者 性犯罪者類型別再犯期間



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯期間」は、執行猶予者については調査対象事件の裁判確定日から、出所受刑者については刑事施設を出所した日から、それぞれ最初の性犯罪再犯の犯行日までの日数をいう。
 3 [] 内は、図の左からそれぞれ再犯期間が最短の者の日数、真ん中に当たる者の日数（中央値）、最長の者の日数である。
 4 痴漢型の再犯期間0日の者（1人）は、調査対象事件の裁判により実刑が確定した後、刑事施設に収容されるまでの間に性犯罪再犯に及んだものである。
 5 図中の箱形領域は、各類型の対象者の再犯期間について最短の者から最長の者まで並べた際に、4分の1番目の者から4分の3番目の者までの約半数の者の再犯期間が含まれる領域を示す。
 6 () 内は、実人員である。

ここでは、性犯罪再犯に及んだ者がいなかった集団強姦型や、性犯罪再犯に及んだ者が2人の単独強姦型、1人の小児強姦型は分析の対象から除外した。同図は、再犯期間（執行猶予者については調査対象事件の裁判確定日から、出所受刑者については刑事施設を出所した日から、それぞれ最初の性犯罪再犯の犯行日までの日数をいう。以下この節において同じ。）の分布状況を性犯罪者類型ごとに比較したものである。具体的には、性犯罪者類型ごとに、再犯期間の短い者から順に左から並べ、全体の4分の1番目に当たる者の再犯期間が箱の左端、真ん中に当たる者の再犯期間が箱の中の太線、4分の3番目に当たる者の再犯期間が箱の右端で示されており、箱の中には全体の約半数の者が含まれている。

同図からは、性犯罪再犯に及んだ者の中でも、性犯罪者類型によって、再犯期間に長短があることや再犯が比較的集中している時期に差異があることが見てとれる。すなわち、痴漢型の再犯期間は非常に短く、290日経過時点で約半数の者が性犯罪再犯に及んでいる一方で、他の性犯罪者類型では、半数の者が性犯罪再犯に及ぶまでに500日程度が経過している。また、同一の性犯罪者類型にある者でも、再犯期間が最短の者と最長の者を見ると、かなりのばらつきがある。

さらに、痴漢型の者（115人）の性犯罪再犯について詳しく見ると、再犯期間が3か月未満の者は26人（22.6%）であり、それらの者の性犯罪再犯の約9割が痴漢行為であった。また、26人のうち18人（69.2%）は、最初の性犯罪再犯で有罪の裁判を受けた後も、更なる性犯罪再犯に及び有罪の裁判を受けており、痴漢型の中には短期間のうちに性犯罪再犯を反復する者が存在する。

エ 執行猶予者の累積再犯率

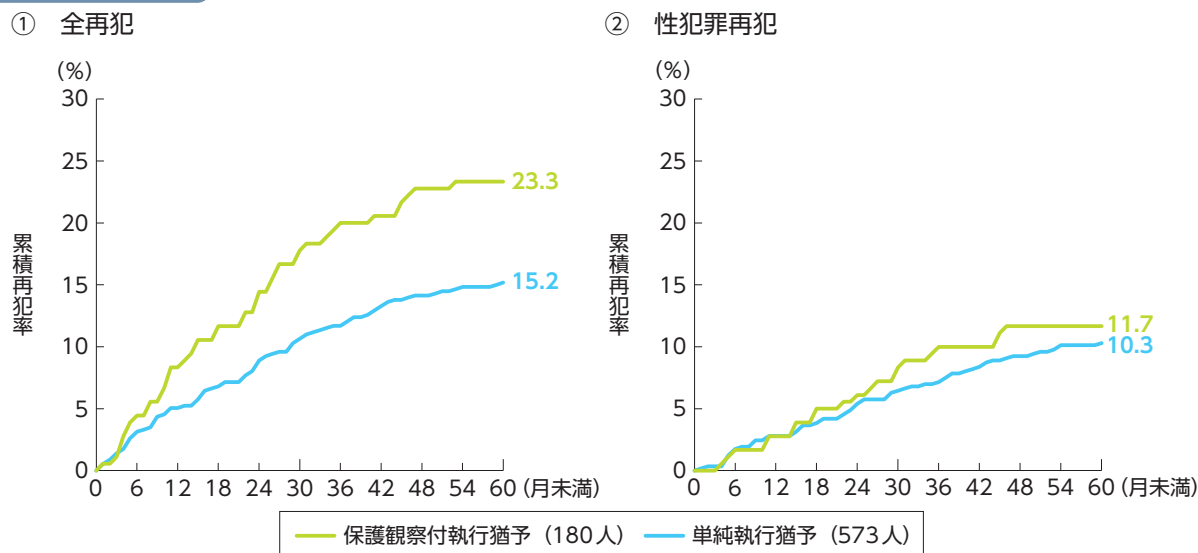
再犯調査対象者のうちの執行猶予者について、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点までに再犯した者の累積人員の比率を累積再犯率とし、これを全再犯と性犯罪再犯の別に見るとともに、これを執行猶予の区分別に見ると、**4-4-6図**のとおりである。同図①の全再犯の累積再犯率では、最初の4か月までは、保護観察付執行猶予者、単純執行猶予者共に同じように緩やかに上昇しているが、その後、徐々に両者の差が開き、調査対象事件の裁判確定から5年経過時点の全再犯率では8.2ptの差が生じている。一方、同図②の性犯罪の累積再犯率については、保護観察付執行猶予者と単純執行猶予者の間に大きな差はなかった。

執行猶予者全体の再犯状況について詳しく見ると、全再犯の再犯者人員のうち約半数の者が、調査対象事件の裁判確定日から22か月が経過するまでの間に再犯に及び、性犯罪再犯の再

犯者人員のうち約半数の者が、24か月が経過するまでの間に再犯に及んでいる。

4-4-6 図

執行猶予者 累積再犯率（全再犯・性犯罪再犯別，執行猶予の区分別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の裁判確定日から再犯の犯行日までの日数を計上している。
 3 月数の算出においては、1か月を30日として計上している。
 4 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。

(2) 再犯者の動機等

再犯調査対象者のうち、最初の再犯が性犯罪であった者（197人）について、刑事確定記録を用いた調査から把握可能な範囲において、性犯罪再犯に係る犯行の計画性とその動機について調べた。その結果、犯行時に通常の通勤等のルートとは異なる電車に乗って移動していたり、犯行場所の下見をしたりするなどの何らかの計画性や、事前に犯行に関連するような性的な思考や空想が認められた者は、160人（不明を除く有効回答に占める割合が89.4%）であった。

次に、動機については、想定し得る項目をあらかじめ複数設定した上で、主として捜査段階及び裁判時における供述内容を基に、性犯罪再犯に至った動機として前記項目に該当するものを選別して集計する調査を行った（重複計上による。）。該当する比率が高かった項目を順に示すと、性的欲求充足のほか、接触欲求充足が117人（不明を除く有効回答に占める割合が65.0%）、ストレス等の発散が70人（同38.7%）、スリルが37人（同20.6%）、支配欲求・優越欲求充足が12人（同6.7%）、自暴自棄が8人（同4.4%）、その他が64人（同35.6%）であった。

3 性犯罪再犯と関連する要因の分析

この項では、再犯調査対象者について、性犯罪再犯と関連する要因を探るため、諸外国における性犯罪者に関する実証研究において性犯罪再犯と関連のある要因として指摘されているものを含めて、今回の調査において分析可能な要因である年齢や就労状況、前科、調査対象事件中の性犯罪の内容等と性犯罪再犯との関連について分析する。

分析に際して、執行猶予者と出所受刑者とでは、再犯可能期間が異なるほか、執行猶予者と出所受刑者の各集団に占める罪名の構成に違いがあること、さらには調査対象者の特性等が異なると考えられることから、両者を分けて検討した。また、性犯罪者類型対象者のうち、単独強姦型、集団強姦型、強制わいせつ型、小児わいせつ型及び小児強姦型に該当する者（以下この節において「刑法犯群」という。）と、痴漢型及び盗撮型に該当する者（以下この節において「条例違反群」という。）の二つの群に分けた上での分析結果についても、特徴が認められた点について言及する。

（1）執行猶予者

再犯調査対象者のうち、執行猶予者について、その基本的属性等の要因別に性犯罪再犯率を見ると、**4-4-7表**のとおりである。同表は、要因ごとに、その要因に該当する場合と該当しない場合とで、性犯罪再犯率がどのように異なるかを示したものであり、例えば、「①初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下」という項目では、初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下に該当する者315人のうち43人が性犯罪再犯に及んでおり、その性犯罪再犯率は13.7%である一方で、初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下に該当しない者、すなわち30歳以上の者438人のうち37人が性犯罪再犯に及んでおり、その性犯罪再犯率は8.4%となる。

4-4-7表の結果は、あくまで各要因と性犯罪再犯との二つの変数の間の関係を示したものに過ぎないが、「初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下であること」、「犯行時の婚姻状況が未婚又は離死別であること」、「性非行による前歴・保護処分歴、性犯罪による前科・前歴のいずれかがあること」、「被害者に面識のない者を含むこと」に該当する者の方が、そうでない者に比べて性犯罪再犯率が統計的に有意に高いという結果が得られた。

なお、刑法犯群に限って、調査対象事件中の性犯罪における住居侵入の有無別及び凶器の使用の有無別に、性犯罪再犯率を見たところ、前者では、明確な関連は認められなかったものの、後者では、凶器の使用がなしの者（533人中31人、5.8%）に比べて、ありの者（19人中4人、21.1%）の方が高かった。

4-4-7表

執行猶予者 性犯罪再犯率 (要因別)

	該 当		非 該 当		p 値
	再犯率	(再犯者数/ 該当事者数)	再犯率	(再犯者数/ 非該当事者数)	
① 初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下	13.7	(43/315)	8.4	(37/438)	0.02 *
② 犯行時に無職	13.7	(17/124)	10.0	(63/629)	0.22
③ 犯行時の婚姻状況が未婚又は離死別	13.2	(58/439)	7.1	(22/312)	0.01 **
④ 性非行・性犯罪による前科等あり	22.0	(52/236)	5.4	(28/517)	0.00 **
⑤ 粗暴犯による前科あり	8.9	(4/45)	10.7	(76/708)	0.70
⑥ 公然わいせつによる前科あり	15.8	(3/19)	10.5	(77/734)	0.46
⑦ 犯行時に執行猶予中等	25.0	(2/8)	10.5	(78/745)	0.21
⑧ 被害者に面識のない者を含む	13.0	(78/600)	1.3	(2/153)	0.00 **
⑨ 被害者に13歳未満の者を含む	12.2	(9/74)	10.4	(70/673)	0.64
⑩ 被害者に男児を含む	20.0	(1/5)	10.6	(79/748)	0.43

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯率」は、調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における性犯罪再犯率を示す。
 3 p 値は、カイ二乗検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、Fisherの直接法によった。
 4 * は5%水準 ($p < .05$)、** は1%水準 ($p < .01$) で、それぞれ有意な比率差があることを示す。
 5 ③・⑨は、不明の者を除く。
 6 ③の「婚姻」は、内縁関係によるものを含む。
 7 ④の「性非行・性犯罪による前科等」は、性非行による前歴・保護処分歴及び性犯罪による前科・前歴をいう。
 8 ⑤の「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫及び暴力行為等処罰法違反をいう。
 9 ⑦の「執行猶予中等」は、単純執行猶予中、保護観察処分中、少年院仮退院中である。

(2) 出所受刑者

再犯調査対象者のうち、出所受刑者について、その基本的属性等の要因別に性犯罪再犯率を見ると、4-4-8表のとおりである。執行猶予者と同じく、「犯行時の婚姻状況が未婚又は離死別であること」、「性非行による前歴・保護処分歴、性犯罪による前科・前歴のいずれかがあること」、「被害者に面識のない者を含むこと」に該当する者の方が、そうでない者に比べて性犯罪再犯率が有意に高いという結果が得られたが、「初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下であること」への該当の有無で性犯罪再犯率に有意差は認められなかった。そのほか、執行猶予者と異なり、「犯行時に無職であること」、「公然わいせつによる前科のあること」、「犯行時に執行猶予中等であること」に該当する者の方が、そうでない者に比べて性犯罪再犯率が有意に高いという結果が得られた。

4-4-8表

出所受刑者 性犯罪再犯率 (要因別)

	該 当		非 該 当		p 値
	再犯率	(再犯者数/ 該当事者数)	再犯率	(再犯者数/ 非該当事者数)	
① 初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下	17.7	(67/379)	17.0	(60/352)	0.82
② 犯行時に無職	24.6	(51/207)	14.5	(76/524)	0.00 **
③ 犯行時の婚姻状況が未婚又は離死別	20.1	(107/532)	9.7	(19/195)	0.00 **
④ 性非行・性犯罪による前科等あり	33.3	(111/333)	4.0	(16/398)	0.00 **
⑤ 粗暴犯による前科あり	20.0	(21/105)	16.9	(106/626)	0.44
⑥ 公然わいせつによる前科あり	46.9	(15/32)	16.0	(112/699)	0.00 **
⑦ 犯行時に執行猶予中等	25.5	(27/106)	16.0	(100/625)	0.02 *
⑧ 被害者に面識のない者を含む	22.4	(127/567)	0.0	(0/164)	0.00 **
⑨ 被害者に13歳未満の者を含む	10.6	(10/94)	18.2	(116/636)	0.07
⑩ 被害者に男児を含む	40.0	(2/5)	17.2	(125/726)	0.21
⑪ 刑事施設内での懲罰あり	19.4	(81/418)	14.7	(46/313)	0.10

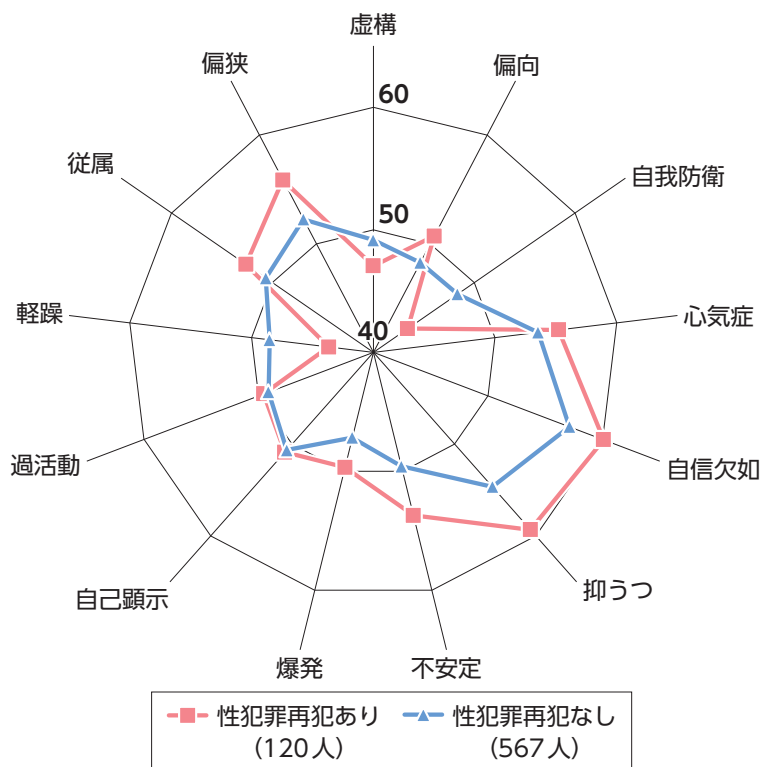
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯率」は、調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における性犯罪再犯率を示す。
 3 p値は、カイ二乗検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、Fisherの直接法によった。
 4 *は5%水準 ($p < .05$)、**は1%水準 ($p < .01$)で、それぞれ有意な比率差があることを示す。
 5 ③・⑨は、不明の者を除く。
 6 ③の「婚姻」は、内縁関係によるものを含む。
 7 ④の「性非行・性犯罪による前科等」は、性非行による前歴・保護処分歴及び性犯罪による前科・前歴をいう。
 8 ⑤の「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫及び暴力行為等処罰法違反をいう。
 9 ⑦の「執行猶予中等」は、単純執行猶予中、保護観察処分中、少年院仮退院中、仮釈放中及び保護観察執行猶予中である。

なお、刑法犯群に限って、調査対象事件中の性犯罪における住居侵入の有無別及び凶器の使用の有無別に、性犯罪再犯率を見たところ、両者共に明確な関連は認められなかった。

最後に、出所受刑者のうち、性犯罪再犯ありの者となしの者について、性格検査である法務省式人格目録 (MJPI) の基本尺度ごとの得点分布を比較して見ると、4-4-9図のとおりである。性犯罪再犯なしの者と比べて、性犯罪再犯ありの者の方が、自信欠如傾向 (他人の評価を気にし、自分の能力や行動に自信を持ってない傾向)、抑うつ傾向 (ささいなことに気が沈み、消極的、悲観的、絶望的になり、暗い気分が続く傾向)、偏狭傾向 (自己中心的で社会に対する不平不満を持ち、被害感、不信感などが強い傾向) の各基本尺度において得点が有意に高いことが示されている。

4-4-9 図

出所受刑者 性格検査得点分布（性犯罪再犯の有無別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省式人格目録（MJPI）のT得点（集団の中における個人の相対的な位置付けを示す得点）が、不明の者を除く。
 3 法務省式人格目録（MJPI）の13の基本尺度のT得点の分布を示す。

4 処遇プログラムの受講と再犯状況

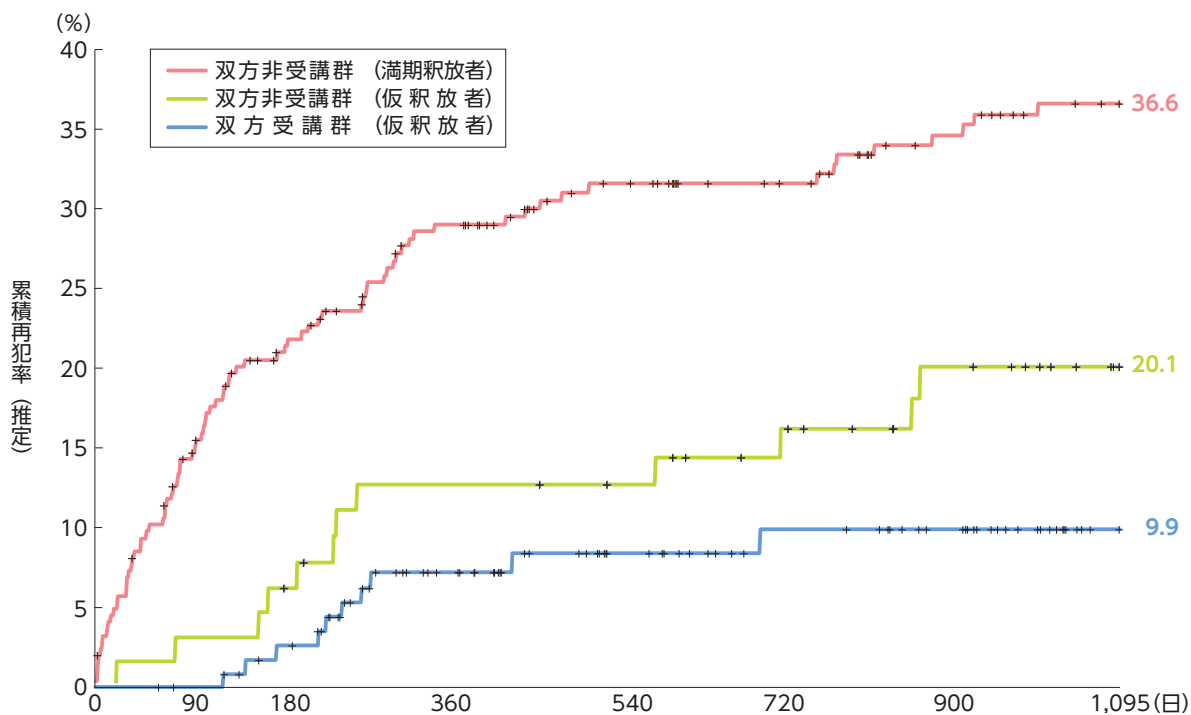
出所受刑者について、法務省矯正局から提供を受けた刑事施設における性犯罪再犯防止指導（第3章第1節1項参照）の実施結果と法務省保護局から提供を受けた保護観察所における性犯罪者処遇プログラムのうちのコア・プログラム（同章第2節2項（1）参照）の実施結果を基に、処遇プログラムの受講の有無及び再犯状況について分析した。分析に際しては、全対象者のうち、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点において服役中の者、服役中に死亡した者、本来処遇プログラムの受講対象にはなり得ない者等を除外した。その上で、処遇プログラムの受講の有無及び出所事由に着目し、三つの群、すなわち、①刑事施設における性犯罪再犯防止指導及び保護観察所における性犯罪者処遇プログラム（コア・プログラム）の双方を受講した者（以下この節において「双方受講群（仮釈放者）」という。）と、②刑事施設及び保護観察所のいずれにおいても性犯罪者を対象とした処遇プログラムを受講していない者のうち、出所事由が仮釈放であった者（以下この節において「双方非受講群（仮釈放者）」という。）、

③刑事施設及び保護観察所のいずれにおいても性犯罪者を対象とした処遇プログラムを受講していない者のうち、出所事由が満期釈放であった者（以下この節において「双方非受講群（満期釈放者）」という。）を設定し、その3群について再犯率を比較した。なお、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムは、「性犯罪等対象者」の類型に認定された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の男子に対して実施するもの（同章第2節2項（1）参照）であるため、双方受講群は仮釈放者のみとなっている。出所受刑者のうち、双方受講群（仮釈放者）は120人、双方非受講群（仮釈放者）は64人、双方非受講群（満期釈放者）は247人であった。刑事施設からの出所日を起算点として最長3年の範囲で再犯の有無を調べたほか、再犯がある場合には、出所日から再犯日、再犯がない場合には、出所日から調査の終了時点までの日数を対象者ごとに計上した。

前記の三つの群別に全再犯の再犯状況を見ると、**4-4-10図**のとおりである。図中の表の数字は、各経過期間までの再犯者の累積人員を示しており、例えば、双方非受講群（満期釈放者）では、総数247人のうち、90日経過時点までに33人、720日経過時点までに74人、1,095日経過時点までに82人が、いずれかの罪名の再犯に及んでいることが分かる。調査の終了時点において、双方受講群（仮釈放者）においては120人中10人、双方非受講群（仮釈放者）においては64人中12人、双方非受講群（満期釈放者）においては247人中82人が全再犯に及んでいた。

同様に、三つの群別に性犯罪の再犯状況を見ると、**4-4-11図**のとおりである。調査の終了時点において、双方受講群（仮釈放者）においては120人中6人、双方非受講群（仮釈放者）においては64人中10人、双方非受講群（満期釈放者）においては247人中53人が性犯罪再犯に及んでいた。

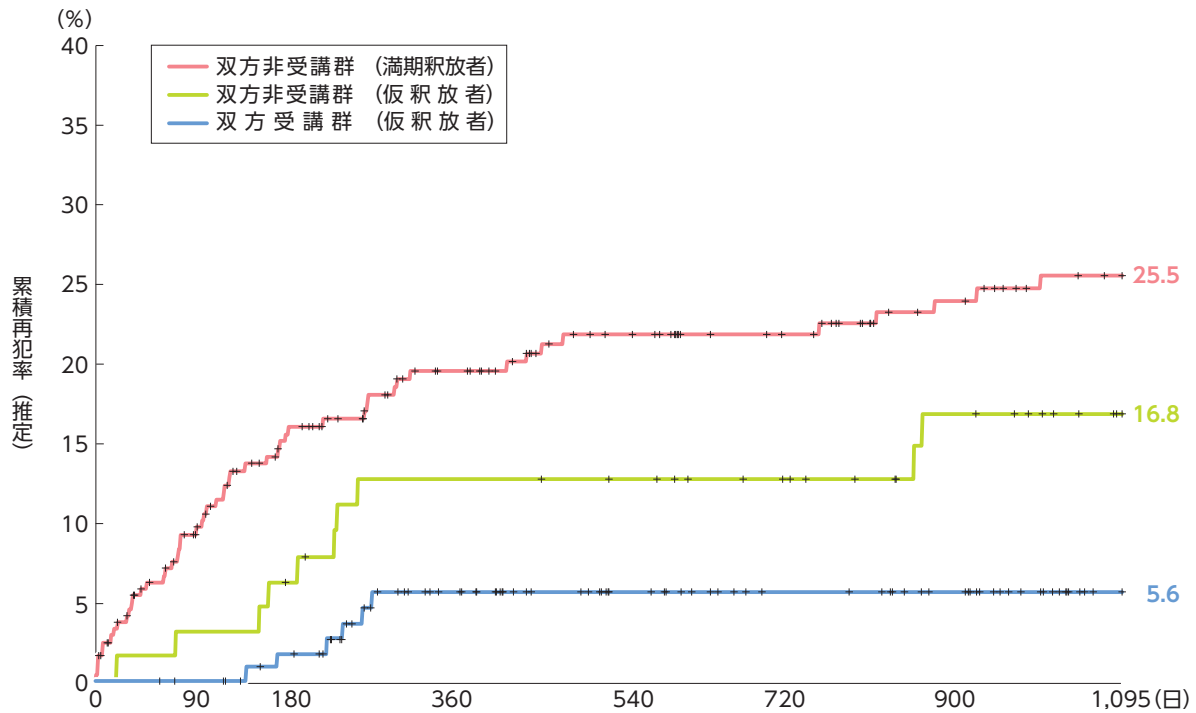
4-4-10図 処遇プログラム受講群別 再犯状況 (全再犯)



区 分	経過日数						
	～90日	～180日	～360日	～540日	～720日	～900日	～1,095日
双方非受講群 (満期釈放者) (247)	33 [13.4]	50 [20.5]	68 [28.6]	74 [31.6]	74 [31.6]	79 [34.6]	82 [36.6]
双方非受講群 (仮釈放者) (64)	2 [3.1]	3 [4.7]	8 [12.7]	8 [12.7]	9 [14.4]	12 [20.1]	12 [20.1]
双方受講群 (仮釈放者) (120)	—	2 [1.7]	8 [7.2]	9 [8.4]	10 [9.9]	10 [9.9]	10 [9.9]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 グラフ中の「+」は、調査対象事件の裁判確定から5年が経過したことなどにより観測を終了したことを示す。
 3 図中の「累積再犯率 (推定)」は、各時点までの再犯者の累積人員と、当該時点までに観測中で再犯の機会があった者 (調査対象事件の裁判確定から5年が経過しておらず、かつ、再犯のない者) の数を用いて算出している推定値のため、各群の総人員に占める再犯者の累積人員の比率とは一致しない。
 4 表中の「経過日数」は、刑事施設の出所日から経過した日数をいう。
 5 表中の数字は、当該時点までの再犯者の累積人員を示す。
 6 表中の () 内は、各群の実人員を、[] 内は、その時点での累積再犯率 (推定) を示す。

4-4-11 図 処遇プログラム受講群別 再犯状況 (性犯罪再犯)



区 分	経過日数						
	～90日	～180日	～360日	～540日	～720日	～900日	～1,095日
双方非受講群 (満期釈放者) (247)	20 [8.3]	32 [13.7]	44 [19.5]	48 [21.8]	48 [21.8]	51 [23.9]	53 [25.5]
双方非受講群 (仮釈放者) (64)	2 [3.1]	3 [4.7]	8 [12.7]	8 [12.7]	8 [12.7]	10 [16.8]	10 [16.8]
双方受講群 (仮釈放者) (120)	—	1 [0.9]	6 [5.6]	6 [5.6]	6 [5.6]	6 [5.6]	6 [5.6]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 グラフ中の「+」は、調査対象事件の裁判確定から5年が経過したこと、性犯罪以外の再犯を起こしたことなどにより観測を終了したことを示す。
 3 図中の「累積再犯率(推定)」は、各時点までの再犯者の累積人員と、当該時点までに観測中で再犯の機会があった者(調査対象事件の裁判確定から5年が経過しておらず、かつ、再犯のない者)の数をを用いて算出している推定値のため、各群の総人員に占める再犯者の累積人員の比率とは一致しない。
 4 表中の「経過日数」は、刑事施設の出所日から経過した日数をいう。
 5 表中の数字は、当該時点までの再犯者の累積人員を示す。
 6 表中の()内は、各群の実人員を、[]内は、その時点での累積再犯率(推定)を示す。

5 処遇プログラムの効果検証

刑事施設における性犯罪再犯防止指導は、性犯罪者調査等を通じて性犯罪の再犯リスクが高いとされる受刑者を特定し、受講の優先度の高い者に実施されるよう配慮されているものの、受講する受刑者の選定に当たっては、刑期の長短等様々な要因の影響を受けざるを得ない事情がある（第3章第1節1項（1）参照）。また、保護観察所における性犯罪者処遇プログラム（コア・プログラム）も、実施対象者の選定に当たっては、保護観察期間の長短等様々な要因の影響を受けざるを得ない事情がある（第3章第2節2項（1）参照）。したがって、処遇プログラムを受講した群に属する対象者と、同プログラムを受講していない群に属する対象者とでは、同プログラムの受講の有無以外にも再犯と関連する要因においてそもそもの差異がある可能性を排除できない。そのため、前記のように、処遇プログラムの受講群別に、刑事施設出所後の再犯率を比較するだけでは、厳密には処遇プログラムの効果検証とはならない。

そこで、前記の双方受講群（仮釈放者）に属する者を「受講群」、双方非受講群（仮釈放者）及び双方非受講群（満期釈放者）に属する者を「非受講群」とし、両群間における差異を調整した上で、処遇プログラムの受講が将来の再犯に与える影響について検討することとした。具体的には、先行研究^(*8)において再犯との関連が最も強いとされる要因の一つであり、かつ、処遇プログラム等の介入による変化の影響を受けない反社会的行動の履歴（history of antisocial behavior）の差異を調整することとし、モデルの中に、処遇プログラムの受講の有無と、調査対象者の基本的属性（刑事施設出所時の年齢、犯行時の就労状況）に加えて、性犯罪の累行性の指標（性非行・性犯罪による前科等の有無）、一般的な犯罪性の指標（性犯罪以外の犯罪による前科の有無、犯罪傾向の進度、自由刑実刑前科の回数）を共変量として投入し、Coxの比例ハザードモデル^(*9)を用いて処遇プログラムの効果を検証した。

4-4-12表は、全再犯までの経過期間について、Coxの比例ハザードモデルによる回帰分析を実施した結果を示したものである。

ここで、同表中のハザード比（Hazard Ratio）^(*10)に着目すると、ハザード比が1よりも統

(*8) Andrews, D. A., & Bonta, J. (2010) *The Psychology of Criminal Conduct (5th edition)*. Newark, NJ: LexisNexis/Matthew Bender.

(*9) 本分析の前提である比例ハザード性の仮定については、二重対数変換プロット（log-minus-log survival plot）により仮定が満たされていることを確認した。

(*10) ここで、再犯を例にとると、ハザードとは、ある時点tまでに再犯をしなかった対象者が次の瞬間に再犯をする確率をいい、ハザード比とは、ある要因が存在する対象者が時点tまでに再犯をしなかった場合に次の瞬間に再犯をする確率と、その要因が存在しない対象者が時点tまでに再犯をしなかった場合に次の瞬間に再犯をする確率との比をいう。

計的に有意に大きい場合は、モデル内の他の要因の影響を調整した上でもなお、その要因の存在が再犯のリスクを増加させることを意味し、ハザード比が1よりも統計的に有意に小さい場合は、同じくモデル内の他の要因の影響を調整した上でもなお、その要因の存在が再犯のリスクを減少させることを意味する。4-4-12表を見ると、処遇プログラムの受講の要因は5%水準で有意となり、ハザード比の値が0.40であるから、モデル内の他の要因が再犯に与える影響を調整した上でもなお、処遇プログラムの受講が全再犯のリスクを減少させるという結果が得られた。

4-4-12表

Coxの比例ハザードモデルによる回帰分析の結果（全再犯）

	B	SE	Wald	HR	95%信頼区間		p値
					下限	上限	
処遇プログラムの受講	-0.91	0.35	6.77	0.40	0.20	0.80	0.01
出所時年齢	-0.01	0.01	1.45	0.99	0.97	1.01	0.23
犯行時に無職	0.44	0.21	4.30	1.56	1.02	2.36	0.04
性非行・性犯罪による前科等あり	0.75	0.24	9.60	2.12	1.32	3.42	0.00
その他の犯罪による前科あり	-0.16	0.25	0.41	0.85	0.52	1.39	0.52
犯罪傾向の進捗	1.19	0.28	17.54	3.29	1.88	5.75	0.00
自由刑実刑前科の回数	0.09	0.04	4.53	1.09	1.01	1.19	0.03

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「性非行・性犯罪による前科等」は、性非行による前歴・保護処分歴及び性犯罪による前科・前歴をいう。

3 「その他の犯罪による前科」は、性犯罪以外の犯罪による前科をいう。

4 「犯罪傾向の進捗」は、受刑者の犯罪傾向の進捗を示す処遇指標がA指標（犯罪傾向が進んでいない者）であれば「0」、B指標（犯罪傾向が進んでいる者）であれば「1」としている。

5 「HR」は、ハザード比（Hazard Ratio）である。

6 p値は、Wald検定による有意確率である。

同様に、4-4-13表は、性犯罪再犯までの経過期間について、Coxの比例ハザードモデルによる回帰分析を実施した結果を示したものである。処遇プログラムの受講の要因は5%水準で有意となり、ハザード比の値が0.34であるから、全再犯の場合と同様に、モデル内の他の要因が性犯罪再犯に与える影響を調整した上でもなお、処遇プログラムの受講が性犯罪再犯のリスクを減少させるという結果が得られた。

なお、本分析においては、犯罪の累行性等の観点に関しては一定程度統制しているものの、処遇プログラム受講対象者であっても刑期が5年以上である者については除外されていることや、追跡期間が十分には確保されていないことなどの限界がある。こうした研究設計に起因す

る限界があることから、結果の解釈に当たってはそれらの点を考慮に入れる必要がある。

4-4-13表

Coxの比例ハザードモデルによる回帰分析の結果（性犯罪再犯）

	<i>B</i>	<i>SE</i>	Wald	HR	95%信頼区間		<i>p</i> 値
					下限	上限	
処遇プログラムの受講	-1.07	0.45	5.75	0.34	0.14	0.82	0.02
出所時年齢	-0.01	0.01	0.41	0.99	0.97	1.02	0.52
犯行時に無職	0.37	0.26	1.97	1.45	0.86	2.43	0.16
性非行・性犯罪による前科等あり	1.93	0.44	19.26	6.92	2.92	16.41	0.00
その他の犯罪による前科あり	-0.58	0.30	3.84	0.56	0.31	1.00	0.05
犯罪傾向の進度	1.20	0.34	12.48	3.33	1.71	6.49	0.00
自由刑実刑前科の回数	0.09	0.05	2.74	1.09	0.98	1.22	0.10

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「性非行・性犯罪による前科等」は、性非行による前歴・保護処分歴及び性犯罪による前科・前歴をいう。

3 「その他の犯罪による前科」は、性犯罪以外の犯罪による前科をいう。

4 「犯罪傾向の進度」は、受刑者の犯罪傾向の進度を示す処遇指標がA指標（犯罪傾向が進んでいない者）であれば「0」、B指標（犯罪傾向が進んでいる者）であれば「1」としている。

5 「HR」は、ハザード比（Hazard Ratio）である。

6 *p*値は、Wald検定による有意確率である。

第5節 複数回の性犯罪を行った者の特徴

性犯罪を複数回行う者の中には、同様の犯行態様の性犯罪を繰り返す者もいれば、異なる犯行態様の性犯罪に及ぶ者も存在する。この節では、性犯罪を繰り返す者の特徴を明らかにするために、性犯罪前科のある者に着目して、その前科の内容等を調査分析した結果について紹介する。

1 性犯罪前科調査の概要

全対象者中、調査対象事件中の性犯罪により五つの性犯罪者類型（単独強姦型、集団強姦型、強制わいせつ型、小児わいせつ型及び小児強姦型）のいずれかに類型化された者から、刑事確定記録等の資料を基に性犯罪前科のある者252人を抽出し、そのうち調査のために必要な資料を入手できた232人（全対象者のうちの13.0%。以下この節において「性犯罪前科調査対象者」という。）について、その性犯罪前科の内容等について調査分析した。性犯罪前科調査対象者の前科の総数398件について、裁判内容別に見ると、懲役（実刑）が186件（46.7%）と最も多く、次いで、罰金が131件（32.9%）、懲役（単純執行猶予）が59件（14.8%）、懲役（保護観察付執行猶予）が22件（5.5%）の順であった。

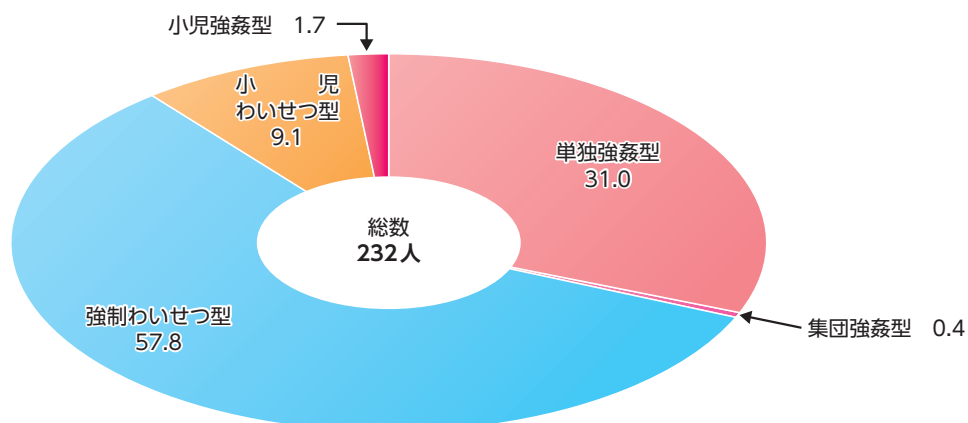
2 性犯罪前科調査対象者の基本的属性等

（1）性犯罪者類型

性犯罪前科調査対象者について、性犯罪者類型別構成比を見ると、4-5-1図のとおりである。強制わいせつ型の人員が最も多く、約6割を占めている。

4-5-1 図

性犯罪前科調査対象者 性犯罪者類型別構成比

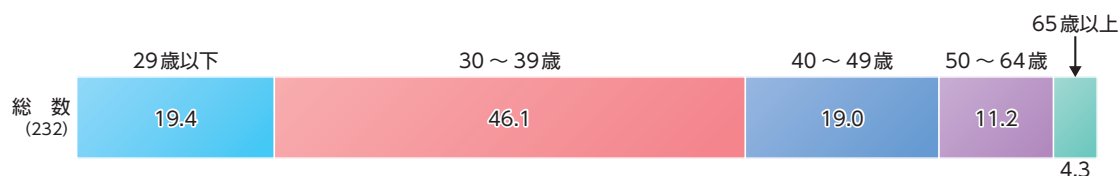


注 法務総合研究所の調査による。

(2) 犯行時の年齢層

性犯罪前科調査対象者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、**4-5-2図**のとおりである。平均年齢は38.3歳であり、最年少は21歳、最高齢は77歳であった。

4-5-2図 性犯罪前科調査対象者 年齢層別構成比



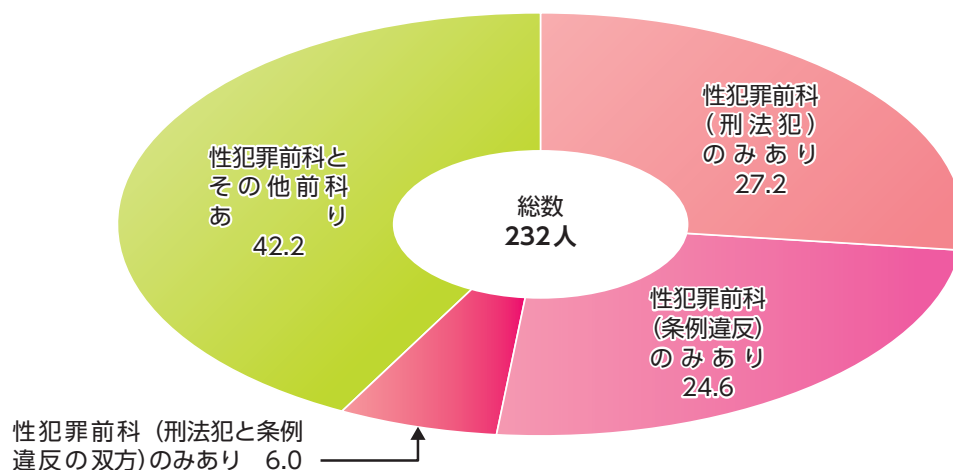
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 犯行時の年齢による。

(3) 前科

性犯罪前科調査対象者について、性犯罪前科の回数別構成比を見ると、1回の者が62.5% (145人)、2回の者が24.1% (56人)、3回の者が5.2% (12人)、4回以上の者が8.2% (19人)であり、回数が最も多いのは10回 (1人)であった。

性犯罪前科調査対象者について、前科の内容別構成比を見ると、**4-5-3図**のとおりである。性犯罪前科のみある者は134人 (57.8%)であり、性犯罪以外の前科もある者は98人 (42.2%)であった。また、性犯罪以外の前科もある者98人のうち、粗暴犯前科のある者は43人 (43.9%)であった。なお、性的な動機に基づくと考えられるものの被害者との身体的接触を持たない犯罪による前科を見ると、窃盗のうち色情ねらいの前科のある者は8人 (3.4%)、公然わいせつの前科のある者は2人 (0.9%)であり、児童福祉法違反の前科のある者はいなかった。

4-5-3図 性犯罪前科調査対象者 前科の内容別構成比



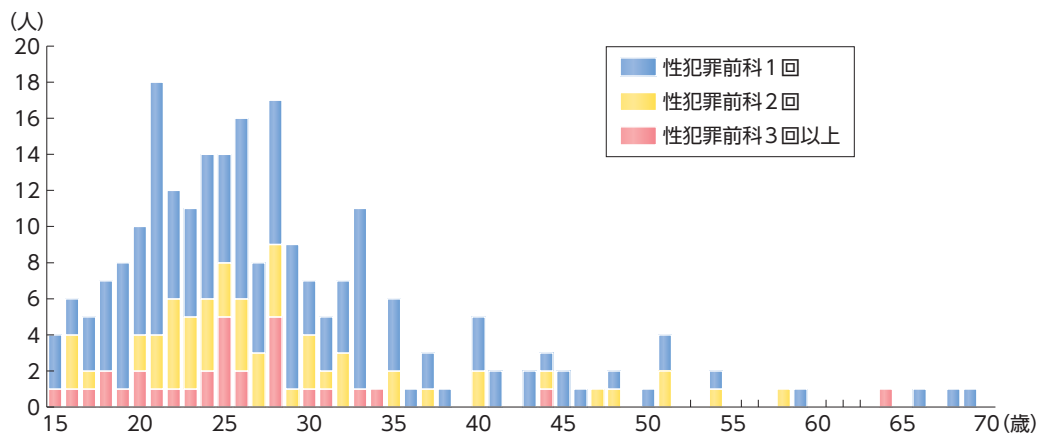
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「性犯罪前科 (刑法犯)」は、性犯罪前科の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものをいう。
3 「性犯罪前科 (条例違反)」は、性犯罪前科の罪名が条例違反のみによるものをいう。

(4) 初回の性非行・性犯罪時の年齢

性犯罪前科調査対象者について、初回の性非行・性犯罪時の年齢別人員を見ると、**4-5-4図**のとおりである。

4-5-4 図

性犯罪前科調査対象者 初回の性非行・性犯罪時の年齢別人員



注 法務総合研究所の調査による。

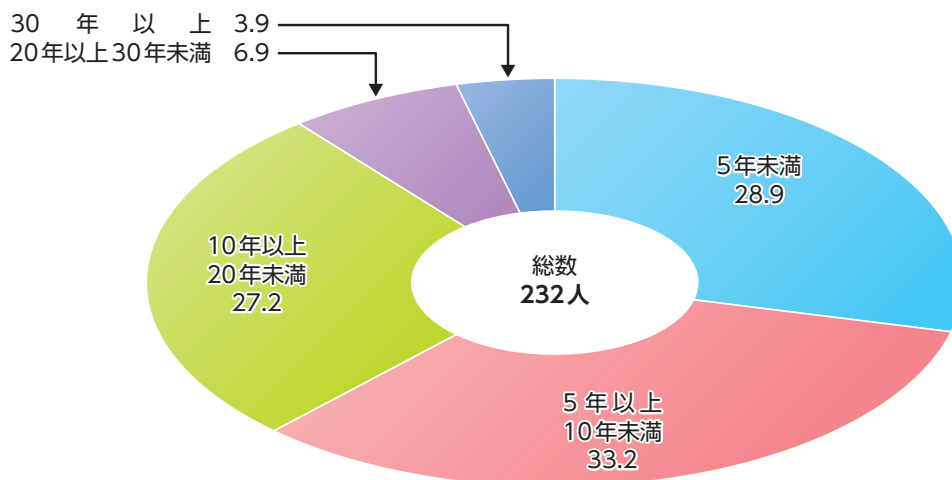
性犯罪前科調査対象者の初回の性非行・性犯罪時の平均年齢は28.3歳であり、最年少は15歳（4人）、最高齢は69歳（1人）であった。初回の性非行・性犯罪時の年齢は、19歳以下の者が30人（12.9%）、20～29歳の者が129人（55.6%）であり、3回以上の性犯罪前科のある者31人に限ると、19歳以下の者が6人（19.4%）、20～29歳の者が19人（61.3%）と、さらに29歳以下の若年層の占める割合が高い。一方、性犯罪前科調査対象者のうち、40歳以降に初回の性犯罪を行った者は232人中31人（13.4%）であった。

(5) 初回の性非行・性犯罪時から犯行時までの経過期間

性犯罪前科調査対象者について、初回の性非行・性犯罪時から犯行時までの経過期間を見ると、**4-5-5図**のとおりである。調査対象事件以前に懲役の実刑に処せられたことがある者は、232人のうち120人（51.7%）であり、その場合の刑事施設における服役期間も経過期間に含まれているものの、20年以上の者が約1割（25人）を占めている。これらの者のうち、調査対象事件以前に性犯罪により服役したことがある者は20人、その平均服役回数は2.5回であり、複数回の服役にもかかわらず長期間にわたって性犯罪を反復する者が一定数いることがうかがわれる。

4-5-5 図

性犯罪前科調査対象者 初回の性非行・性犯罪時からの経過期間



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「経過期間」は、初回の性非行・性犯罪時から犯行時までの期間をいい、服役期間を含む。

3 2回以上の性犯罪前科がある者の特徴

性犯罪を繰り返す者の性犯罪事件の内容の推移を見るために、調査対象事件以前に2回以上の性犯罪前科のある者87人のうち、調査対象事件中の性犯罪により小児強姦型と類型化された者1人を除いた86人（以下この節において「性犯罪前科2回以上の者」という。）について、それぞれの性犯罪前科の内容に性犯罪者類型を当てはめて整理し分析を行った。なお、この項において、性犯罪前科2回以上の者に見られる特徴を事件の内容に即して詳細に見るため、強制わいせつ型に当てはまる調査対象事件中の性犯罪及び性犯罪前科については、その犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為であるものとそれ以外のものとに分けて類型化を行い、前者を強制わいせつ（痴漢）型、後者を強制わいせつ（その他）型とする。また、本章第3節で用いた性犯罪者類型の痴漢型は、条例違反（痴漢）型とする。

（1）類型別の特徴

ア 単独強姦型

性犯罪前科2回以上の者のうち、調査対象事件中の性犯罪により単独強姦型と類型化された者19人について、その性犯罪前科の内容に性犯罪者類型を当てはめてその推移を見ると、4-5-6 図のとおりである。この図は、縦軸を対象者、横軸を性犯罪前科の回数とし、対象者ごとに、左から順に時系列で、その者の性犯罪前科の内容に当てはまる性犯罪者類型を並べて示したものである。最も性犯罪前科が多い者（No. 1）は、5回の性犯罪前科があり、その内訳は、時

系列で順に、単独強姦型、小児強姦型、単独強姦型、小児強姦型、単独強姦型となっている。

4-5-6 図 性犯罪前科の推移（単独強姦型）

前科回数 対象者	1回	2回	3回	4回	5回	6回
No.1	単独強姦	小児強姦	単独強姦	小児強姦	単独強姦	調査対象事件
No.2	小児わいせつ	強制わいせつ (その他)	単独強姦	単独強姦	調査対象事件	
No.3	単独強姦	強制わいせつ (その他)	単独強姦	調査対象事件		
No.4	単独強姦	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.5	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.6	強制わいせつ (その他)	単独強姦	調査対象事件			
No.7	単独強姦	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.8	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件			
No.9	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件			
No.10	小児わいせつ	小児わいせつ	調査対象事件			
No.11	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.12	単独強姦	単独強姦	調査対象事件			
No.13	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.14	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.15	強制わいせつ (その他)	単独強姦	調査対象事件			
No.16	単独強姦	単独強姦	調査対象事件			
No.17	単独強姦	単独強姦	調査対象事件			
No.18	単独強姦	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.19	単独強姦	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 性犯罪前科2回以上の者に限る。
 3 調査対象事件中の性犯罪により単独強姦型と類型化された者の性犯罪前科を示す。
 4 「強制わいせつ（その他）」は、強制わいせつ型のうち、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為以外のものをいう。

19人による44件の性犯罪前科のうち19件（43.2%）が、調査対象事件中の性犯罪と同じ単独強姦型によるものであった。全ての性犯罪前科が単独強姦型である者（3人）もいれば、条例違反（痴漢）型の前科のみを有している者（2人）もいた。また、性犯罪前科に強制わいせつ（その他）型を有する者は、19人中12人（63.2%）であった。

イ 強制わいせつ（その他）型

性犯罪前科2回以上の者のうち、調査対象事件中の性犯罪により強制わいせつ（その他）型と類型化された者25人について、その性犯罪前科の内容に性犯罪者類型を当てはめてその推移を見ると、4-5-7図のとおりである。

4-5-7 図 性犯罪前科の推移（強制わいせつ（その他）型）

前科回数 対象者	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回
No.1	強制わいせつ (その他)	小児わいせつ	強制わいせつ (その他)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件
No.2	単独強姦	単独強姦	単独強姦	単独強姦	調査対象事件		
No.3	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件		
No.4	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件			
No.5	単独強姦	単独強姦	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.6	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.7	単独強姦	単独強姦	単独強姦	調査対象事件			
No.8	単独強姦	単独強姦	条例違反 (痴漢)	調査対象事件			
No.9	単独強姦	単独強姦	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.10	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.11	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.12	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.13	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.14	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.15	単独強姦	単独強姦	調査対象事件				
No.16	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件				
No.17	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.18	強制わいせつ (その他)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.19	強制わいせつ (その他)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.20	単独強姦	単独強姦	調査対象事件				
No.21	単独強姦	単独強姦	調査対象事件				
No.22	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件				
No.23	単独強姦	単独強姦	調査対象事件				
No.24	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件				
No.25	強制わいせつ (その他)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 性犯罪前科2回以上の者に限る。
 3 調査対象事件中の性犯罪により強制わいせつ（その他）型と類型化された者の性犯罪前科を示す。
 4 「強制わいせつ（その他）」は、強制わいせつ型のうち、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為以外のものをいう。

25人による64件の性犯罪前科は、調査対象事件中の性犯罪と同じ強制わいせつ（その他）型が18件（28.1%）、単独強姦型が21件（32.8%）、条例違反（痴漢）型が24件（37.5%）とそれぞれ3割前後を占めていた。また、25人のうち性犯罪前科に単独強姦型のみを有する者が6人、条例違反（痴漢）型のみを有する者が7人、強制わいせつ（その他）型のみを有する者が3人であり、残りの9人の性犯罪前科には複数の類型が混在していた。

ウ 小児わいせつ型

性犯罪前科2回以上の者のうち、調査対象事件中の性犯罪により小児わいせつ型と類型化された者13人について、その性犯罪前科の内容に性犯罪者類型を当てはめてその推移を見ると、4-5-8図のとおりである。

4-5-8図 性犯罪前科の推移（小児わいせつ型）

対象者	前科回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回
No.1		小児わいせつ	条例違反（痴漢）	強制わいせつ（その他）	小児強姦	小児わいせつ	強制わいせつ（その他）	調査対象事件
No.2		条例違反（痴漢）	条例違反（痴漢）	条例違反（痴漢）	条例違反（痴漢）	条例違反（痴漢）		調査対象事件
No.3		小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ		調査対象事件
No.4		単独強姦	小児わいせつ	小児わいせつ	強制わいせつ（その他）	強制わいせつ（その他）		調査対象事件
No.5		小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ			調査対象事件
No.6		小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ			調査対象事件
No.7		小児わいせつ	小児わいせつ	小児強姦	小児わいせつ			調査対象事件
No.8		小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ				調査対象事件
No.9		小児わいせつ	条例違反（痴漢）					調査対象事件
No.10		強制わいせつ（その他）	強制わいせつ（その他）					調査対象事件
No.11		条例違反（痴漢）	小児わいせつ					調査対象事件
No.12		小児わいせつ	小児わいせつ					調査対象事件
No.13		小児わいせつ	条例違反（痴漢）					調査対象事件

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 性犯罪前科2回以上の者に限る。
 3 調査対象事件中の性犯罪により小児わいせつ型と類型化された者の性犯罪前科を示す。
 4 「強制わいせつ（その他）」は、強制わいせつ型のうち、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為以外のものをいう。

13人による46件の性犯罪前科のうち28件（60.9%）が、調査対象事件中の性犯罪と同じ小児わいせつ型によるものであった。前記2類型と比較すると、複数回にわたり同一の類型に当て

はまる犯行に及ぶ者が多く存在する。

エ 強制わいせつ（痴漢）型

性犯罪前科2回以上の者のうち、調査対象事件中の性犯罪により強制わいせつ（痴漢）型と類型化された者29人について、その性犯罪前科の内容に性犯罪者類型を当てはめてその推移を見ると、**4-5-9図**のとおりである。

29人による97件の性犯罪前科のうち91件（93.8%）が、強制わいせつ（痴漢）型又は条例違反（痴漢）型で占められている。

4-5-9 図

性犯罪前科の推移（強制わいせつ（痴漢）型）

前科回数 対象者	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回
No.1	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件
No.2	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (その他)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件	
No.3	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件		
No.4	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	盗撮	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件			
No.5	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	調査対象事件					
No.6	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件					
No.7	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件					
No.8	単独強姦	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件							
No.9	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件							
No.10	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	調査対象事件							
No.11	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件							
No.12	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.13	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.14	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.15	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.16	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.17	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.18	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	調査対象事件								
No.19	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.20	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	調査対象事件								
No.21	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.22	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.23	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.24	盗撮	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.25	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.26	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.27	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.28	盗撮	強制わいせつ (痴漢)	調査対象事件								
No.29	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 性犯罪前科2回以上の者に限る。
 3 調査対象事件中の性犯罪により強制わいせつ（痴漢）型と類型化された者の性犯罪前科を示す。
 4 強制わいせつ型のうち、「強制わいせつ（痴漢）」は、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為のものをいい、「強制わいせつ（その他）」は、強制わいせつ（痴漢）以外のものをいう。

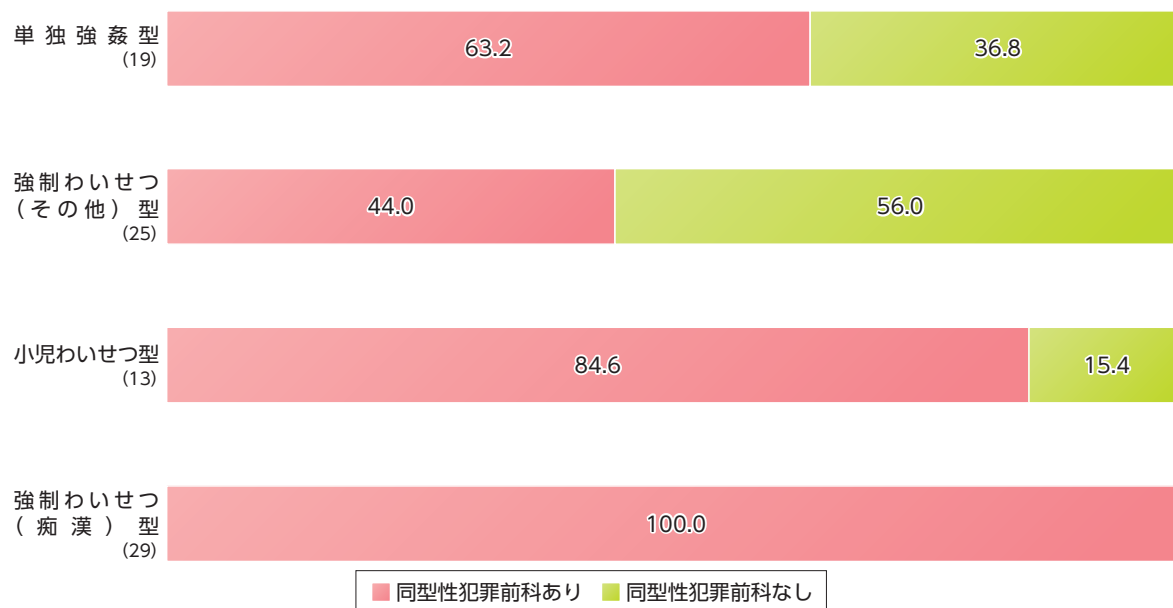
(2) 性犯罪前科2回以上の者における同型性犯罪前科の有無

性犯罪前科2回以上の者について、調査対象事件中の性犯罪と同一の類型の性犯罪前科（以下この節において「同型性犯罪前科」という。）の有無別構成比を類型別に見ると、**4-5-10図**のとおりである。

同型性犯罪前科のある者の割合は、調査対象事件中の性犯罪により強制わいせつ（その他）型と類型化された者で、44.0%と最も低く、次いで、単独強姦型で63.2%、小児わいせつ型で84.6%の順であった。また、**4-5-9図**を併せて見ると、調査対象事件中の性犯罪により強制わいせつ（痴漢）型と類型化された者の性犯罪前科は、強制わいせつ（痴漢）型又は条例違反（痴漢）型で大半が占められており、29人全員に同型性犯罪前科があった。

4-5-10図

性犯罪前科2回以上の者 同型性犯罪前科の有無別構成比（類型別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 強制わいせつ型のうち、「強制わいせつ（痴漢）型」は、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為のものをいい、「強制わいせつ（その他）型」は、強制わいせつ（痴漢）型以外のものをいう。
 3 「同型性犯罪前科」は、調査対象事件中の性犯罪と同一の類型の性犯罪前科をいう。ただし、強制わいせつ（痴漢）型の同型性犯罪前科には、条例違反（痴漢）型を含む。
 4 () 内は、実人員である。